

教科書文庫
4
302
42-1943
2000071232

東京帝國大學教授

文學博士 戶田貞三著

新制女子公民教科書 上卷

發行 中等學校教科書株式會社

40396

教科書文庫

4
³⁰² 307
42-1943
20000 71232

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫
4
302
42-1943
2000071232

文部省檢定

昭和十八年八月九日高等女子學校公民科用

新制女子公民教科書

東京帝國大學教授
文學博士 戶田貞三著

發行 中等學校教科書株式會社

広島大学図書
2000071232



4b
301
昭18.

○天壤無窮の神勅

豊葦原とよあしはらの千五百秋ちいほあきの瑞穂みづほの國くには、是れ吾わがが子孫うまのこの
王きみたるべき地くになり。宜よろしく爾皇孫いましすめみま就ゆきて治しらせ。
行矣ささくませ。寶祚あまのひつぎの隆さかえまさむこと、當まさに天壤あめつちと窮きつりな
かるべし。

○五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメシ事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

慶應四年戊辰三月

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナ
ラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ
洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ
此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ
祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ
不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖
宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ
以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民
ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシム
ルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサ
ルナリ

憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ懣ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵黑田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
以下各大臣副署

市町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進ス
ルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更
ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ
茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋

序

本書は高等女學校教授要目に忠實に準據し、要目制定の根本精神を尊重し、高等女學校に於ける公民科教科書として著作したものである。

著者は、學習の根柢をなす教科書の使命に顧み、その學習の訓練に就いて特別の注意を拂ひ、こゝに獨特な最新形式の教科書を編成した。現代の教育に於て、最も望ましいことは、健全なる國民的性格の陶冶に就いて自ら考へ、自ら究め、實踐的國民となるといふ自律の訓練を與へることである。本書の特色と見るべきものは、皆この點から出發してゐる。

本書は右の趣旨に基づいて、學習者が自ら研究的態度を以

て、學習に精進する氣風を作興することを眼目とした。即ち今日の公民科教育の進歩に逆行して、依然注入教育と、概念教育とに終始する傾向に對して、本書は「覺めよの曉鐘を打たうとするものである。この抱負の下に、出来るだけ行文を平明にし、「章の要旨」を示し、豊富な「事例」、「参考」を掲げ、且つ内容の正しい圖表・統計などを十分に加へて、學習者が強い學的興味の下に、生氣潑刺たる研究に從事し得るやうに努めた。

本書はまた、實際問題に就いて、之を批判し解決する力を養ひ得るやう、學習者を指導することに重點を置いた。今日の公民科教育は、最早單に教材の理解や、記憶に訴へるのみでなく、學習者自身に公民的見識と信念とを養はしめ、之を實際生活の上に活用せしめるやうにすべきである。このために本

書は、毎章節毎に、必ず適切な「演習問題」を課して、實生活に即した研究を遂げしめるやうにした。

以上の學習訓練の效果に就いては、既に數ヶ年に亙る實際教育の経験によつて、明らかに確認せられた。かくして公民科は、學習者の生活と深い親しみをもち、眞の生命を顯現することとなる。希くば、著者の新しい着眼と、用意とのあるところを諒とせられ、生きた指導と、研究とに從事せられんことを切望する。

昭和十六年六月

著 者 識

學習者のために

- 一 各章の初めに於て、先づ「本章の要旨」を通讀して、その章の目的とするところをはつきりと會得すること。
- 二 本文中①②③などの引用符に當つたときは、下段の同じ番號のついた「事例」や「參考」を精讀し、また他の學科で學んだことは、必ずその箇所を復習すること。これによつて、本文の意味が一層正確に理解せられる。
- 三 かやうにしても尙自分の力だけで理解し難い部分に就いては、先生の補導を受けてその研究を深めるとともに、また之を整然と統一すること。
- 四 法令に關係のある事項に就いては、「附録」の「關係法規條文」を

摘讀して、理解を正しくすること。

五 演習問題を熟讀して、その意味を確かめ、自分の力で出来るだけ批判・解決を試み、以て自分の一見識を立てること。

六 更にその上に先生から演習上の指導を受けて、明快な解決を得るやうに努めること。こゝに至つて諸子の知識は完全に血となり肉となる。

七 更にこの科に於て養はれた公民的徳操は、たゞ學校内だけのことと考へず、あらゆる場合に於て、臨機應變にその活用に心掛けること。

目次

第一章	我が國	一
第一節	我が國	二
第二節	我が大君	六
第三節	我等御民	一〇
第二章	我が家	一三
第一節	我が家族制度	一三
第二節	家の生活	一八
第三節	家の存續	二三
第三章	我が郷土	二七
第一節	我が郷土	二七

第二節 郷土の傳統……………四

第三節 郷土と地方自治……………五

第四節 市町村と府縣……………六

第四章 我が國體……………五

第一節 肇國の本義……………五

第二節 天皇の統治と臣民の本分……………六

第三節 國體と祭祀……………六

第五章 國憲と國法……………七

第一節 帝國憲法と皇室典範……………七

第二節 立憲政體……………七

第三節 法令……………八

第四節 法と道德……………八

第六章 帝國議會……………八

第一節 帝國議會……………八

第二節 議員の選舉……………九

第七章 政府 樞密顧問……………九

第一節 國務大臣と樞密顧問……………九

第二節 行政官廳……………一〇

第三節 行政と國民の協力……………一〇

第八章 裁判所……………一三

第一節 裁判……………一三

第二節 司法と國民の協力……………一三

第九章 國政の運用と我等の責務……………一六

第一節 國運の隆昌と政治……………一六

第二節 遵法と奉公……………三元

附録 關係法規條文……………

………目次終……………

新制女子公民教科書 上卷

第一章 我が國

本章の要旨 我が國は、今や諸般の文物制度よく整ひ、産業は盛んになり、國運は日に隆昌に赴いてゐる。かやうな國運の進展は、實に我が光輝ある歴史と、善美なる國體との賜物であつて、大君を中心と仰ぐ一國一家君民一體の信念に、その源を發してゐる。我等はこのうるはしい國土に生を享けた歡びと感謝とを以て、君國のために忠誠を盡くさなければならぬ。^①

【参考】 公民科の精神 本章は公民科の總序として、公民科全體の精神をつかむために置かれてゐる。されば今から、上下二卷に互つて研究すべき公民科の精神は、悉く本章の中に約め

第一節 我が國

●躍進の日本 躍進の日本、向上の日本、これまさに現代に於ける我が國の姿である。さきに明治天皇は、維新の大業を成遂げられ、ついで帝國憲法を發布し給ひ、こゝに我が立憲政治は確立し、臣民翼贊の道はいよゝゝ明らかになつた。爾來皇運日に増して伸張し、全國民は一つ心になつて君國のために忠誠を勵み、我が國運は、旭日昇天の勢を以て興隆し、こゝに輝かしい昭和の御代の榮を現すに至つた。

先づ宏大無邊なる聖徳は、普く我等の上に及び、法律制度はつぎ／＼に制定せられ、國內の秩序は整ひ、裁判は公正に行はれ、國民は安んじてその分に從ひ、その業にいそ

られてゐる。即ち我が國では、國民活動の源も、國運隆昌の基も、すべて天皇にある。大君を中心と仰ぎ奉り、御民として君民一體の生活を營み、この國に生を享けた歡びと感謝とを以て、皇運を扶翼し奉ること、我等臣民の生きる道である。これこそ、國民生活を安定せしめ、國運を進展せしめる要道、即ち公民科の精神である。

しむことが出来るやうになつた。之に伴なうて教育は普及し、學術は進歩し、美術・工藝はその美を競ひ、かくして國民の教養も、一段の高きを加へるに至つた。更に又これ等政治教育の進歩につれて、經濟も發達し、國土は到る處よく耕され、資源は開發せられ、種々の技術は進み、作業の能率は増し、また交通・通信もますます／＼便利になり、その結果、國民生活の内容は、日に月に充實して來た。それとともに、人口は増加し、その活動力は強まり、國防は威力を加へ、海外發展の勢はますます／＼盛となり、今や我が國民の活動範圍は、全世界に及ぶに至つた。

●我が國史と國體 併し現代に於けるこの驚くべき國運の隆昌は、今日突如として出現したのではない。それは實に肇國以來、長い歴史の間に養はれて來た我が國

2 参考 君民一體

國力の大小は、唯人口の多少や、國土の廣狹や、資源の多寡などばかりで決まるものではない。全國民が一つに結ばれて立つ場合に、國の力は最も強く現れる。若しこの一致團結を缺いたならば、人口も、國土も、資源も、何等國力を強めるものとはならない。而してかやうな一致團結は、君民一體の國體を備へて、全國民が君命のまに／＼動

の根強い潛勢力の現れに外ならない。我等が國史を繙くとき、そこに現代日本の大發展を來たした根本原因と、今後ますます躍進すべき我が國運の原動力とを、明らかに見出すことが出来る。

先づ我が國は、世界にたくひのない、善美な國體を備へてゐる。我が國は萬世一系の天皇を現御神と仰ぎ奉る一君萬民の國家である。この君臣の大義は、古今を通じてかはることなく、國民は大君を中心と仰いで、聖旨を奉戴し、光輝ある國史をなして來た。この大義の定まるところに、我が國の尊さがあり、君命一下、忽ち全國民が結束して動くところに、我が國の偉大なる發展性がある。

次に我が國では、この善美なる國體に基づいて、君民の間がうるはしい愛と誠によつて結ばれてゐる。歴代の

天皇は、皇祖の御心を以て限りなく民をいつくしみ給ひ、民はひたすら皇恩の有難さに感泣して君を慕ひ奉り、かくして君の御心の中には忝くも常に民草があり、民の心の中には、常に君の御姿が映り、上下一如、眞に一國一家の美風をなしてゐる。さればこそ我が國民は、あらゆる困難を突破して、永遠に國運の發展を致すことが出来るのである。

更に我が國の歴史の中には、その根柢に和の精神が一貫して流れてゐる。和はすべてのものを全體の中に融合せしめ、萬物を發展せしめる働である。我が國の歴史は、すべて和の展開の歴史であり、古來この精神によつて、よく異民族を同化し、また東西の文化を消化し、その上全國民が切つても切れない一族同胞の親しみを以て、無限

く我が國に於て、最もよく現れてゐる。

3 参考 君民の關係

君民の關係には、凡そ三つの場合がある。その一は、君主が君主の利益のために民を支配し、民の犠牲を求め、場合であつて、それは暴君の支配による君民の關係である。その二は、君主が君主の利益と、民の利益とを求め、ために、民を支配する場合であつて、それは多くは專制

君主の行爲を制限せんとして、形造られた立憲政治の下に見出される。而してその三は、全く民のためによかれかしとのみ思ふ心から支配する場合であつて、恰も神が自らは何等求めるところなく、人を愛し、之に加護の御手を垂れ給ふのと同じ君民の關係である。我が君民の關係は、實にこの第三の關係の最も理想的なものである。

の進展を續けて來た。^④

我が國の歴史には、以上三つの輝かしい特色がある。そのため、一度進展の機會に接すれば、全國民は忽ち一體となつて君國のために赤誠を致し、かくして今日のやうな目醒ましい國運の發展を見るに至つた。この事實こそ、我が光輝ある國史を通じて流れる國民精神の現れであつて、肇國以來一貫してかはることのない美しい國體の賜物である。

演習問題 諸子の學校を發展させるために、教職員と生徒との和衷協同が如何に大切であるかを考へよ。

第二節 我が大君

① 我が大君 天皇は皇祖皇宗の御子孫にましまし、神

参考 和の精神 和は我が歴史生成の力であるとともに、日常最も大切な人倫の道である。家庭に於ても、會社や學校に於ても、また上に立つ者も、下に働く者も、富める者も、貧しい者も、皆一に和を以て本とすべきである。

参考 おほみたから 我が國では、

勅に基づいて、皇祖より承継ぎ給うたこの國を、平けく安らけく御統治あそばされる。皇位は萬世一系の天皇の御位である。我が大君は、天地と共に窮りない皇位を承せられ、皇祖と御一體にならせ給うて、民を導き、國を榮えしめ給ふ。誠に大御心は、國運隆昌の源であり、國民活動の本である。我等國民がひたすらに天皇に仕へ、聖旨を奉戴することによつて、實祚はいよ／＼榮え、君民一體の皇國は、無窮にその發展を續けるのである。

② 聖徳 我が大君は、國民生活の根源にましまし、限りなくこの國と民とをいつくしみ給ふ。畏多くも天皇は、我等國民を「おほみたから」と呼ばせられ、赤子と思し召されて、之を愛撫し給ふ。この宏大な聖慮の有難さは、到底我等の言葉で盡くし得るところでない。^①

昔から臣民は「おほみたから」と呼ばれてゐる。これは古來天皇が如何に臣民を大切にせられたかを示すよい證據である。「だから」と仰せられてさへ有難い極みであるのに、「おほみたから」と宣はせられて、我等民草を愛撫し給ふことは、誠にもつたいないことである。

事例 御仁徳 明治天皇は、維新の宸翰中に、
朝政一新ノ時ニ

歴代の天皇が、國民の上に限りなき愛撫を垂れさせ給うた御事蹟は、國史を通じて到るところにうかゞはれる。民のかまどの賑ひに御喜びあそばされた仁徳天皇の御慈愛や、寒夜に御衣を脱がせられた醍醐天皇の御事蹟は、普く國民の間に語り傳へられてゐる。雄略天皇は御遺詔の中に「たゞ百姓を安養せんと欲するのみ」と宣はせられ、聖武天皇は民の病苦を憐み給ひ、醫藥を諸國に遣はし、病者に穀を賜ふ旨を仰せ出された。また後醍醐天皇は、天下の飢饉を聞こし召されて、朕不徳あらば天子一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふと宣はせられ、朝餉の供御を止めさせられて、困窮の民に施し給うた。更に又、明治天皇の御事蹟に至つては、事新しく述べるまでもない。天皇の御製に、

膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ
と仰せられた。
3 参考 民安かれ
孝明天皇 烏羽玉の夜すが

照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草のうへはいかにと
みちくにつとめいそしむ國民の身をすくよかにあらせてしがな
と詠ませ給うた。かやうな子をいつくしむ親心にもいやまさる尊い大御心を拜するとき、我等は唯もつたいないと伏拜む外はない。
かくの如く我が大君の御仁愛は、古今を通じて我等國民の上に照りわたつてゐる。このことを聞くにつけ、知るにつけ、誰か感佩しない者があらうか。³

ら冬の寒きにもつれておもふは國民のこと
仁孝天皇 雨に思ひ風に心を碎くかな民のてわざのたゞやすかれと
後醍醐天皇 世治まり民安かれと祈るこそわが身につきぬ思なりけれ

演習問題 天皇陛下・皇后陛下・皇太后陛下及び各宮殿下が、國內を御巡察あそばされ、また民情を御下問あらせられるのは何故であるかを深く拜察せよ。

第三節 我等御民

● 我等御民 我等は我が大君の赤子であり、おほみみたか公民である。我等の心身は、もとこれ我等のものではなく、我が大君に捧げまつた天皇の大御寶である。我等は大君の御寶として、どこまでも大御心に副ひ奉つて、全能力を發揮すべき大切な御民である。されば我等は、この身を自分のものと思つて、かりそめに取扱つてはならない。この我が身が我が身でなく、まさに陛下の御民であるといふ心掛こそ、實に我が國民の特有な自覺である。

教育に關する勅語の中に、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてある。皇運を扶翼するとは、我等が心を一つにして、天皇に従ひ、臣民たるの大義を全うすることである。即ち天皇の御民たるの自覺に生きることである。この自覺があつてこそ、我等は始めて、眞に日本國民として、正しく且つ強く生きることが出来る。

● 我等の歡びと感謝 我等御民の仰ぎ奉る天皇は、すめらみこと^①であらせられ、聊も不純なものを含み給はぬ現御神におはします。天皇は澄み渡る大空の如き、うるはしい御心をもつて、我等を照らし、我等を愛育し給ふ。天皇の御民として、この尊い光に照らされることの歡びは、誠に我等の生命の源であり、何物にもかへ難いものである。古の歌人は、この限りなき御恵に感謝しつゝ、あふれるが如き感激と奉公の赤誠とをこめて、

海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、大君の邊にこそ死なぬ、かへりみはせじ

【1】 参考 陛下の御民 若しも自分のまゝになるべき身と思へば、到底御民などとは言ひられないが、我等がひたすら大君に仕へまつる心の一筋に生きるるときに、最早我が身は單なる我が身でないといふ嚴肅な自覺が起きる。

【2】 事例 忠誠の心 源 實朝

山はさけ海はあせなむ世なりとも君に二心我あらめやも

僧 月照 大君のためには何か惜しからん薩摩の瀬戸に身は沈むとも

梅田雲濱 君が代を思ふ心のひとすぢに我が身ありとは思はざりけり

【3】 事例 海犬養宿禰岡麿の歌(萬葉集) 御民吾生ける驗あり天地の榮ゆ

ふる雪の白髪までに大皇につかへまつれば貴くもあるか

と詠じた。この精神こそ、古來我が國民の胸中に深く刻み込まれた大和魂であり、また我が大君の御恵を歡ぶ我等御民の感謝の念である。

我等は我が大君の御民として、生をこのうるはしい國土に享け、而も國運の隆んな昭代にめぐりあつてゐる。我等は眞に御民としての歡びを深うするとともに、ひたすらに我が大君に仕へ奉り、彌が上にも國の光を輝かし、以て我等の後に來る御民の上に、この限りなき歡びを傳へなければならぬ。

演習問題 日常生活に於て、眞に御民としての自覺の下に生活するためには、如何なる生き方をしなければならぬか。

念へば
この歌は、我等御民の歡びと感謝の心持をよく現してゐる。我等も國運の隆盛なこの聖代に生を享け、國民として大君の御恩澤を蒙ることの出來たことを思へば、唯、有難く、しみじみと生き甲斐のある身の嬉しさを味はふことが出来る。

第二章 我が家

本書の要旨

我等の家は、我等の生活の本據であつて、遠く祖先によつて形造られ、永く子々孫々に傳へられる。我等は家に於て、先づ御民たるの素質を養ひ、家を通じて御國に貢獻し、また家の中に於て生活の安定を得て居る。されば我等は、家の和合を樂しみ、秩序を重んじ、家計を整へて、よくその存續繁榮を圖り、以て國民生活の基礎を固めなければならぬ。

第一節 我が家族制度

●家に關する制度 我等の祖先は、大君の御民として、一家を擧げて御代の榮に仕へまつつて來たのであるが、

参考

我が國の家 我が國民の家の生活は、西洋のやうに、個人や夫婦だけに基礎を置いたものではなく、代々相重なる親子の關係を中心として、近親者が相依り相扶け、家長の保護と指導との下に、和合一致してゐる生活である。我等は生まれた時から、この自然の愛情を中心としてゐる家の一員

我等も亦肉親の者と共に、小さい協同生活をなして、君國に仕へてゐる。この協同生活は家の生活であつて、それが我等の日常生活の本據となつてゐる。

我が國の家は、父母兄弟姉妹など、主として血につながる者の自然の愛情に結ばれて成立ち、家長によつて保護・指導せられる永續的の團體生活であるが、また一面から見ると、家の生活に關する國の制度に基づいて立てられたものである。

この家の生活に關する制度は、國々の歴史・國情・國民性などによつて一様ではない。大體西洋諸國では、夫婦關係が成立つ毎に、新たな家族生活が創められ、親の作つてゐる家族生活は、その子女によつて承繼がれない。子女は親の財産を相續することはあるが、祖先傳來の家督を

として養はれ、健全な國民となるやうに育てられて來た。

② 参考 兩制度の

長短 我が國の家族制度の下に於ては、親子兄弟は勿論、ときとしては、その他の近親者まで、一つの家に住み、互にその生活を保障し、喜憂を共にしてゐる。併しその結果、動もすれば、潑刺たる獨立心を以て活躍する氣風が薄れ勝ちになる。之に反して、西洋の制度

相續し、家風を承繼ぐやうなことはない。

● 我が國の家族制度の特色

之に反して我が國の家族制度は、我が國情に基づいて成立したものであつて、西洋諸國のそれとは、全く異つた特色をもつてゐる。

① 一家名の尊重

我が國の家の生活は、單に現在の親子夫婦だけの生活で終るべきものでなく、遠い祖先に之を承けて、將來の子孫に傳へるべきものである。されば家にある者は、祖先の志を承け、祖先の靈によつて守護せられ、祖先傳來の家名・家風を發揚することに努めるとともに、更に之を子孫に傳へ、以て家の永續を圖つてゐる。即ち我等の家に於ては、父祖の勳功は子孫の榮譽であり、子孫の功績は家門の譽であるといふ固い信念の下に、祖孫一體となつて、家の繁榮にいそしんでゐる。

の下に於ては、獨立の風は養はれ易いが、併しとかく近親者に對する情味を缺き、老弱者に對しても肉親の者が之を顧みないやうな冷たい世相を誘ふ傾がある。

③ 事例 家門の譽

家名を汚すことは、單なる個人の汚辱であるばかりでなく、過去・現在・未來を通じての、家門の恥辱である。昔の武士は戰場で名乗をあげるのに、多くは

かやうに我が國民は、家の永續を重んじてゐるが故に、一方には家風を興し、家の生活に貢献して來た祖先の靈を祀つて、報本反始の誠を致すとともに、他方には家名を継ぎ、家の發展を圖るべき任務をもつ子孫の成長を、一家の慶事として祝福してゐる。これ等はいづれも、我が家族制度に基づく美風である。

(二) 忠孝一本 祖孫一體は我が家族制度の特質であるが、この特質から、我が國に於てのみ美しく輝いてゐる忠孝一本の道德が現れて來る。我が國は皇室を中心として發展した國であつて、皇室は我が國の大宗家にまします。随つて我等の家は、私の家ではなく、皇室の支柱たるべき家である。されば我等の祖先は、一家を擧げて君國に盡くすことを以て、無上の光榮とした。この祖先の志

祖先の名をいひ、祖先の功業を語つた。之によつて武士は、名譽ある祖先傳來の家名を辱めないやうに、勇ましく戦ふことを誓ふとともに、また自分だけが戦をしてゐるのではなく、祖先以來の家全體が、一つになつて戦争をしてゐるのであるといふ、信念を強めた。

【参考】祖孫一體

祖先の祭祀を通じて祖孫一體となることに就いては、尙

を繼いで、奉公の道を全うすることは、祖先の遺風を顯す所以であり、君に對して忠となるとともに、また父祖に對して孝となる。この道德こそ、絶対に他國の追隨を許さない、我が國體の精華である。

以上の二つの特質は、實に我が家族制度の根本精神である。家を齊へることに就いて重大な責任を負うてゐる我等女子は、よくこの不滅の大精神を體し、之を時代の進運に應じて發揚し、一家の和合を促進し、家の生活を明朗ならしめるとともに、ますます家の榮を圖り、以て國民生活の基礎を固めなければならぬ。

【演習問題】 實際上、我が國の家族制度の下に於て、起り易い缺點は何か。また之を正しくして行くには、どういふ心掛をもつことが大切であるかを研究せよ。

本章第二節の終にある「神事佛事」の項参照のこと。

【事例】子孫のため

の御祝 我が國の各家庭に於ける宮參り・七五三の御祝・誕生祝・節供の御祝などは、子供のためにする一家の慶事であり、それは家の繁榮のための行事である。

御祝の御祝
御祝の御祝
御祝の御祝

第二節 家の生活

●一家の和合 我等の家には、慈愛の深い父母もあれば、また睦まじい兄弟姉妹もある。外には寒風の吹きすさんでゐるときでも、こゝばかりは、常に和かな恩愛の氣が漂うてゐる。その間には反目もなければ、權謀もなく、唯こまやかな情愛と、苦樂の共同とがあるばかりである。随つて家は、平和と幸福とが無限に湧出る泉であつて、外で受けた心の苦惱も、身の疲勞も、家に歸つて春風のやうな和氣と、慈雨のやうな溫情とにあへば、忽ち消去つてしまふ。かやうにして身内の者一同が、和合・團樂の生活を送ることは、世にも幸福なことである。

家の生活に於て、最も重要な關係に立つものは、(一)親子

【1 参考】 家の和樂 家族一同が團樂して、本當に平和な日を送ることの出来るのは、世にも幸福な生活である。彼の不良青少年といはれる者達が、多くは紊亂した家庭から出てゐるのは、要するにその家庭の生活が、情味に乏しく、彼等が家の生活の喜を深く味はふことが出来なかつた結果である。

及び兄弟姉妹、(二)戸主と家族、(三)夫婦、(四)親族などである。

●親子 家の生活の中心をなすものは、親子の關係である。我が國の家族制度にあつては、家は親子の關係をその骨子としてゐる。即ち親子が同居して一家をなすのが、その常態である。而してまた、子が親を敬愛し、親が子を愛育するのは、自然に發した人情の極致であつて、ここからさまざまの道德が生まれる。

併しよく考へてみると、我が子は父祖傳來の我が家の子であるとともに、天皇の「おほみたから」として立つべき國民の一員である。随つて眞に我が子を有爲有能の人物に育て上げることは、親がその子に對する愛情の發露であるのみならず、また父祖に對し、大君に對し奉る、重大な道德的責務である。されば親をして、子に對する眞情

【2 参考】 親子の關係

親子は自然の關係で、一つの生命の連續である。親は子の本源である故、そこに自ら慈愛の情が湧き、子は親の發展である故、そこに自ら敬慕の情が生まれてくる。随つて古來子を思ふ親心や、子が親を慕ふ心情を示した詩歌や物語は、枚擧に遑がない。

【3 事例】 親權の例

一 正雄 當十八歳は南米へ渡つて身を

を盡くさしめ、また親の責務を容易ならしめるために、民法は親に對して**親權**を與へてゐる。親權は親が未成年の子、又は獨立の生計を營み得ない子に對して、それを保護し、監督することを目的とする權利義務の總稱である。即ち(一)子を監護・教育し、(二)子の居住を指定し、(三)必要の場合には子を懲戒し、(四)子が財産を有するときは之を管理し、(五)子の營業又は兵役出願を許可することは、その主要なものである。^③ 親權は原則として、父が之を行ふことになつてゐるが、若し父がないとき、又は父が行ふことの出來ないときには、母が之を行ふ。

元來親權は、親の慈愛から出るべきものであつて、單純な權利のための權利ではなく、寧ろ子のために認められた、親の義務を行ふための權利である。されば親はこの

權利を濫用することなく、心から子を撫育して、親の責務を果すべきであり、また子は親に信頼と敬愛との誠を捧げて、よく孝道を全うすべきである。^④

親子は自然の血縁につながるものであつて、普通は實親子を意味してゐる。併し民法は、我が家族制度の特質から、實子のない場合にも、一家の斷絶を防ぎ、祖先の祭祀を續けさせるために、特に養子縁組の制を立ててゐる。

●**兄弟姉妹** 親子について緊密な關係に立つものは、兄弟姉妹である。兄弟姉妹は同じ親からの分身であつて、同じ母の懷に抱かれ、同じ食卓に育ち、自然の愛情に結ばれて、喜憂を共にしながら成長したものである。されば互に長幼の序を重んじ、友愛の至情を以て相和合すべく、たとひ長じてから、東西所を異にし、境遇を別にするや

立てようと考へたが、父がどうしても許さないから方針を變へた。

二 一郎(當十三歳)は性質不良であつて、親の意見も耳に入れない。そこで父は之を少年教護院へ預けて、その改悛を祈つてゐる。

三 三郎(當十九歳)は自分名義の地所を賣却しようとしたので、親權者たる父は、斷然之に反對して許さなかつた。

四 啓三(當十九歳)は

父の許可を得て、文房具店を開き、淳二(當十七歳)は親權者の許可を得て、現役兵を志願した。

【參考】 **親權と道徳**

法律は孝道や報恩感謝のことを詳細に規定してゐるのではない。この親權の規定に就いても、若しこの規定に服するだけで、それで親子の道を盡くしたと考へたならば、それは由々しい誤である。これは唯その最低限

うにならうとも、互に相扶け、相勵まし合つて、共に一家の基礎を固くしなければならぬ。

四 戸主と家族 一家には必ずその家を代表する家長があつて家を治めてゐる。この家長を民法では**戸主**といひ、戸主の親族にして、その家にある者及びその配偶者を**家族**といふ。また家には祖先傳來の**氏**があつて、戸主も家族も、之を名乗つてゐる。

戸主は一家の長として、祖先の心を承繼いでよくその家を治め、家族を保護監督すべき任務をもつ。されば民法は、戸主に種々の権利義務を與へて、その地位を確にしてゐる。即ち戸主は、(一)家族の居所を指定し、(二)家族の婚姻、養子縁組、入籍、離籍などに同意を與へ、(三)家族の禁治産、準禁治産の宣告又は取消を請求し、(四)家族の後見人、保佐

を示したものであつて、親子の道は、寧ろ法律の規定以上に高く、廣く存する。

5 事例 戸主權の實例

- 一 太郎(當二十歳は滿洲國に渡つて大いに活躍しようとしたところ、親權者たる父の同意を得たが、戸主たる祖父が反對したため行き惱んでゐる。
- 二 京子(當二十二歳は結婚した。婚姻届には父と戸主たる祖父とが同意の

人となるなどの権利をもつとともに、(五)家族を扶養する

義務を負うてゐる。⁵これ等戸主の地位に附隨した權利・義務を包括して、**戸主權**といふ。戸主權は元來一家の和合を維持するために認められたものであるから、戸主たる者は、よくその地位の重大なることを自覺して、親切に家族を勞り、假にも戸主權の濫用とならないやう注意しなければならぬ。また家族は、よく戸主を敬愛して、その指導に服従するとともに戸主を助けて、家の存續と、一家の繁榮とのために協力すべきである。

6 夫婦 家といひ、血族といふも、その元は皆夫婦にある。夫婦は終生の協同生活を目的とする一男一女の結合であつて、婚姻によつて成立する。而して婚姻の第一歩は、配偶者の選擇に始まる。配偶者の選定は、實に大切

捺印をして、無事に手續を終つた。

三 次郎(當三十歳は精神に異狀を來たし、他人に迷惑を及ぼすので、戸主たる父は、やむなく裁判所に請求して、禁治産の宣告をしてもらつた。

四 久江(當十歳の父は病死したので、戸主たる祖父がその後見人となつた。

6 参考 婚姻條件

一 當人相互間に意志がないのに、無理に婚姻させても無

なことであつて、その如何は、夫婦生活の幸不幸の分岐點であり、また一家一門の浮沈を決すべき原因ともなるものであるから、特に慎重にしなければならぬ。即ち一時の感情や、虚榮心に囚はれることなく、先づ相手の人格・能力・趣味などを見極め、血統や健康状態などを調べるとともに、また何事につけても、我等のために幸あれかしと祈つてゐる父母・兄弟や、先輩長上の圓熟した意見を尊重し、悔を將來に残さないやうにすべきである。

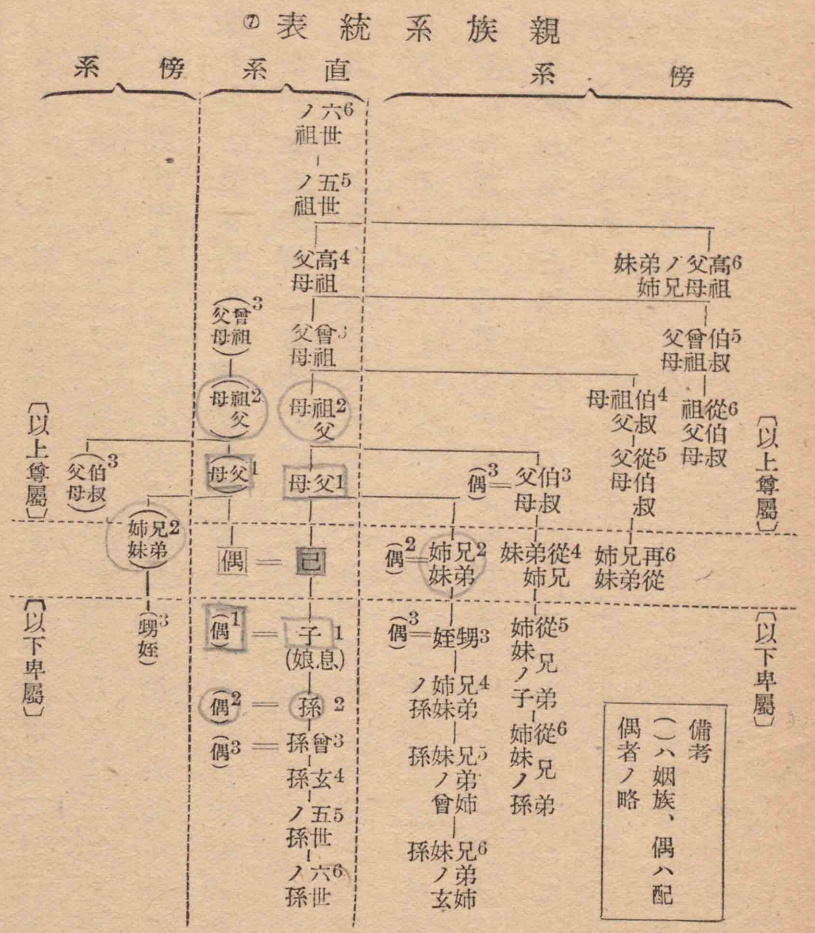
婚姻は人生にとつて極めて重大な意義をもち、また國家の發展にも、大なる關係がある故、民法は特にその成立に就いて、一定の要件を規定してゐる。即ち(一)當人相互の同意あること、(二)男は満十七歳、女は満十五歳以上であること、(三)直系血族・三親等内の傍系血族、又は直系姻族の

効である。
二 男十七歳、女十五歳未滿の者の婚姻は、戸籍吏が之を受理しない。これは早婚の弊を防ぐためである。
三 直系血族とは、親子又は祖孫の間、三親等内の傍系血族とは、兄弟姉妹の間、又は伯叔父母と甥姪の間、直系姻族の間とは、例へば妻と亡夫の父との間柄の如きものであつて、これ等の者の間の婚姻は、人倫の上から許されない。

間でないこと、(四)重婚でないこと、(五)男三十歳、女二十五歳未滿の者は、その家にある父母の同意を得ること、(六)市町村長に届け出ることなどが、その主なものである。尙婚姻したときは、直ちに届出の手續を済まし、國法上認められた、完全な夫婦とならなければならない。

婚姻によつて、妻は夫の家に入り、婿養子と入夫とは妻の家に入る。かくして妻は夫と同居し、夫婦は互に扶養の義務と、貞操の義務とを負ふ。婚姻によつて、一旦夫となり、妻となつた以上は、どこまでも一心同體となつて相扶け、互に相愛し、相敬して、固く貞操を守り、内にあつては平和にして、而も力ある家庭を建設し、健全な子女を擧げ、以て祖先から承けた家の繁榮を圖り、外に對しては、一致協力して、公のために盡くさなければならぬ。

四 重婚とは既に配偶者があるのに、更に他の者と婚姻することである。一夫一婦の立前から、かやうな婚姻は當然禁止せられる。
五 男三十歳、女二十五歳未滿では、婚姻に就いての思慮が未だ十分でないと考えられる故、父母の同意を要する。
六 婚姻の届出をしなければたとひ結婚式がすんでも内縁關係に止まり、國法上認められた婚姻とはならない。



- 7 参考 親族稱呼
- 一 父母 子(息) 孫
 - 二 祖父母 兄弟 姊妹
 - 三 曾祖父母 會孫
 - 四 高祖父母 玄孫
 - 五 從兄弟 姊妹 伯叔 祖父母 從伯叔 父母
 - 六 從兄弟 姊妹 孫 再從兄弟 姊妹

● 親族 親子・兄弟・姉妹を始め、血縁や婚姻・縁組などによつて結ばれてゐる者は、我等にとつて最も親密な關係にある人々であつて、これ等を總稱して**親族**といふ。

親族は家を越えて廣い範圍に亘つてゐるが、たとひその關係に親疎・遠近の差があつても、いづれも互に相扶けて、相互の繁榮・幸福を圖るべきである。尤も普通世間では、漫然と縁者を總稱して、親類又は親戚といひ、その範圍も不明瞭であるが、我が民法では、親族の範圍を(一)六親等内の血族、(二)配偶者、(三)三親等内の姻族と定めてゐる。ここにいふ**血族**は、親子・兄弟・姉妹のやうに、實際に血統の連つた者や、また養親子・繼親子のやうに、法律上これと同様に取扱はれてゐる者であり、**姻族**は配偶者の一方から見た他方の血族である。

8 参考 親系 親族の血統をいふ。

一 父母・祖父・祖母・子・孫のやうに、直接縦に連つた系統を**直系**といひ、兄弟・姉妹・伯叔・父母のやうに、同一の始祖から分れ、横に連つた系統を**傍系**といふ。

二 これ等の中、父母・祖父・祖母・伯叔・父母のやうに、自分の上位にある血族を**尊屬**親といひ、子・孫・甥・姪のやうに、自分より下位にある血族を**卑屬**親と呼ぶ。兄弟・姉妹の間や、從兄

親族は家の擴がつたものである。されば家を尊び、家族を愛する心は、また當然親族の上にも及ぼすべきである。親族が相集うて、祖先の靈を祀り、常に敬と愛とを以て相交り、喜憂を共にして親しみ合ふ至情は、誠にうるはしい。併し餘りに狎合ひ過ぎて、つい禮を失ひ、そのために思はぬ不和を招くやうなことがあつてはならない。尙民法は、親族にも扶養の義務を負はせ、自分で生計の維持の出來ない者、教育の受けられない者に對しては、近親の者が之を扶養すべきであると定めてゐる。併しこの規定があるからとて、徒に依頼心を起し、親族に迷惑を及ぼすやうなことは、勿論戒むべきである。

⑦ 家の神事佛事 どの家にも、神事佛事に關する家例がある。これは神を敬し、祖先を崇め、その靈を祀るため

弟姉妹の間は、尊屬でも卑屬でもない。

⑨ 参考 親等 親族關係の遠近をいふ。血族では自分を起點として、その血統の世數を數へて定める。即ち一父母及び子は一親等、二祖父・祖母及び兄弟姉妹は二親等、三伯叔父母は三親等であり、また四妻の兄は夫の二親等姻族である。夫婦の間には親等はな

の家の行事であつて、我が國體並びに家族制度の特質から來る美風である。唯神々を祭り、また祖先の靈を祀る形式や方法などは、家々の宗教や、その仕來りによつて、必ずしも一樣ではないが、大抵の家には、神棚と靈壇との設けがある。我等は之を家に於ける最も神聖の場所として、扱めて清淨に保ち、朝夕に禮拜し、家例に従つて時々の供物を捧げることなどを怠らないやうにしなければならぬ。尙一家に記念すべきことや、重大なことのある場合には、先づ祖先の靈に報告し、且つ墓所に參詣すべく、また祖先の追善供養のためには、その家法と、身分とに應じて、祭典・法要を營み、以て祖先の遺徳を追慕し、報本反始の誠を現すべきである。而もこれは一家の隆昌、子孫の繁榮の源であるとともに、また我等が國民精神を養ひ、國

⑩ 事例 祖先の祭祀 一神式では、五日祭十日祭二十日祭三十日祭五十日祭百日祭一年祭五年祭十年祭二十年祭三十年祭五十年祭百年祭などの祭典があり、二佛式では、初七日・二七日・三七日・三十五日・四十九日・百ヶ日・一週忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十回忌・二十七回忌・三十三回忌・三十七回忌・五十回忌・百回忌などの法要がある。この外毎年そ

のために盡くす尊い修養の道でもある。

⑧ 財産 一家の繁榮には、家族の親和と協力とが必要であるが、更に家の經濟方面の營みが健全でなければならぬ。即ち家の經濟をよく整へて、家族の衣食住にも祖先の祭祀にも、親族故舊の慶弔にも、また文化の吸収にも、更に又不時の入費にも困らない程度の鞏固な基礎をもつことが肝要である。これがためには、日常業務に従事して得る収入を以て、家計を立てるのみならず、更に勤儉貯蓄に力を用ひ、財産の増殖を心掛け、以て一家の經濟を、確實に打立てなければならぬ。

我等の家には、家屋・田畑・山林などの不動産や、公債・社債・株式・預金などの動産がある。これ等の財産は、一家から見れば、家を繁榮せしめる基となるものであるが、國家的

の命日には、相當の祭祀が營まれる。

参考 貯蓄の方法 貯蓄は、安全と有利との二つの條件を具へてゐるところになすべきである。然るに實際に於て、餘り利廻りばかりを指すと、とかく不安な方法を擇ぶことになり易く、また餘り確實一方に馳せると、利廻りの悪いものに放資することになり、兩者の一致はなかなかむづかしい。

にはその富強を致す根源ともなるものである。また財産の築かれる方面から見れば、直接には、父祖の努力の結晶であり、所有者の勤儉貯蓄の結果であるが、併し尙深く考へると、これは國家・社會の恩恵に負ふところの多いものである。されば我等はその財産を以て一家の生活の安定を圖るのみでなく、更にこれは、公共の利益のために、自分に預けられたものであると心得、分に應じて、之を世のため國のために、活用すべきである。

諸子の家庭生活を顧みて、心からほゝ笑ましく思ふ點と、また更に一段の努力を拂ひたいと思ふ點とを擧げて、將來の家庭生活をどうすべきかを研究せよ。

第三節 家の存續

併し日常の家事に就いては、妻は夫の代理人と民法上見做されてゐるのであるから、主婦となるべき者は常に相當の經濟方面の知識を養ひ、時勢に應じて適切に家の財産を運用することの出来る力をもつことが大切である。

① 家の存続繁榮 家は之を祖先から承けて、子孫に傳へるべきものである。されば家長たる戸主は、祖先の志を繼いで、家門の繁榮を圖り、家族を愛護して、家の發展を致すとともに、更にこの家を永久に存続せしむべき任務をもつてゐる。それ故に民法は、この家の存続を助長するため、相續の制度を立て、周到なる用意を以て、家の斷絶を防いでゐる。而してこの相續制度には、家督相續と、遺産相續との二種がある。

② 家督相續 家督相續は、家長たる戸主の交替をいふ之によつて、前戸主に屬してゐた戸主權を始め、家の存続に必要な系譜、祭具、墳墓、並びに前戸主に屬してゐた財産及び負債は、一括して家督相續人に移る。これ家を永遠に存続せしめるとともに、また祖先の祭祀を絶やさせな

【参考】 戸籍 家の生活を固くし、その繁榮を期するたためには、先づ家の所在を明らかにし、一家の組織及び各人の身分關係を明瞭にする必要がある。これ等の事項を記載する公の記録を**戸籍**といふ。我等は常に戸籍に關する種々の届出を怠ることなく、實際の生活關係と、戸籍の記載とを一致せしめるやうに、注意しなければならない。

いやうにする、我が國特有の制度である。

家督相續は主として戸主が死亡したとき、又は隠居したときに起る。いづれの場合でも、家督相續人は一人に限られ、またその順位は、民法に於て明らかに定められてをり、前戸主が勝手に之を左右することは出来ない。即ち(一)最も普通の場合には、相續人が法定の推定家督相續人である場合である。法定の推定家督相續人は、前戸主の家族たる直系卑屬であつて、普通は長男が之に當る。この際男の子がなければ、女の子が相續人となる。その他詳しい事柄は、民法に定めてある。(二)若しかういふ子のないときは、前戸主の指定した者が相續人となり、(三)この指定した者がないときは、前戸主の配偶者、兄弟、姉妹、甥姪の中から、相續人が選ばれる。(四)またこの選定によつて

【事例】 法定推定家督相續人の順位 この直系卑屬が數人あるときは、一親等の近い者を先にし、二親等が同じときには男を先にし、三親等の同じ男又は女の間では、嫡出子を先にし、四以上の事項が同じ者の間では、年長者を先にし、五尚その他の場合の順位に關しては、民法第九百七十條第四號に定めてある。

【事例】 直系卑屬

も相續人が得られないときは、前戸主の家族たる直系尊屬が、相續人となる。(五)尙これ等の者もないときは、最後の順位として、親族會は決議を以て、相續人を親族又は他人の中から求めて選定する。

③ 遺産相續 遺産相續は、戸主以外の家族が死亡したときに、その者が遺した財産に就いてのみ起る相續である。さればこの場合は、家督相續の如く、相續人を一人に限る要もなく、また必ずしも、相續人がその家にあると否とを問ふ必要もない。而してその順位は、(一)被相續人の直系尊屬、(二)直系尊屬がなければその配偶者、(三)配偶者もなければその直系尊屬、(四)尙これ等の近親もなければ戸主と定められてある。この中、直系尊屬は、親等の近い者を先にし、同じ順位の方が數人あるときは、その全員が共

と遺産相續 一子と孫とあれば子が相續する。二子が數人あれば、男女長幼の別なく、嫡出子、庶子の區別を問はず、またその家にあると否とに關係なく、全員が共同して相續する。例へば、子が五人あれば、原則として、一と先づ五人が共同で相續して、それから各自に遺産の五分の一づつを分配する。但し、庶子の相續分は、嫡出子の二分の一となつてゐる。

同して相續し、相續財産を平等に分ける。

④ 相續の承認と拋棄 家督相續であれ、遺産相續であれ、すべて相續は、被相續人の権利と共に、義務をも承継ぐものである。さればときとしては、相續人が利益よりも損害を多く受けるやうな氣の毒な場合も起る。それ故に法律は、かやうな場合の相續人の立場をも考へ、原則として、相續を承認、又は之を拋棄することを認めてゐる。
相續の承認には、單純承認と限定承認とがある。(一)單純承認は被相續人の権利義務を、そのまま無條件に承継ぐことであり、(二)限定承認は相續によつて得た財産の限度に於て、被相續人の債務を辨濟する旨の條件を附けて、相續することである。また全然家督相續そのものを避けたいときは、家督相續の拋棄をなすことも出来る。但

【参考】 相續の承認 一 單純承認をすれば、借金に對しても無限の責任を負ひ、若し相續した財産で足りないときは、自分の固有の財産を以て辨濟しなければならぬ。
二 限定承認をすれば、前戸主にどんなに多額の借金があつても、相續人は唯相續によつて得た財産の範圍内で辨濟すればよい。
【参考】 遺言 人がその死後に於け

し法定の推定、家督相續人のみは、我が國の家族制度の精神からして、之を抛棄することが出来ない。尙家督相續の限定承認及び抛棄は、家督相續人が、自分のために相續の開始があつたことを知つた時から、三箇月以内に區裁判所に申し出なければならぬ。

かくの如く相續の順序と方法とは、法律によつて公平に定められてゐる。されば相續に當つては、徒に私利私欲に驅られて、骨肉相争ふやうな、見苦しい舉動があつてはならない。殊に家督相續は、我が家族制度の美風の現れである故、我等は忠實に法の規定を守り、以て家名を辱めないやうに、十分注意すべきである。

家督問題 家督相續に於ける相續人の順位を、系統圖を畫いて、明らかにし、それに①②③などの番號を附してみよ。

る一家の處置や、財産の處分などに就いて、紛議の起らないやうに、生前に於て之を定め、死後にその效力を生ぜしめるやうにすることを、**遺言**といふ。併し遺言は重大な事項に關するものであるから、民法は特に嚴格な方式を定め、普通には、自筆證書、公正證書又は秘密證書によつて之をなすものとしてゐる。

第三章 我が郷土

本章の要旨

我等の郷土は、我等が力を合はせて、祖先の遺業を繼ぎ、近隣相和して、協同生活を營んでゐるところである。さればその内容を充實し、之を住みよい土地にしようとして、こゝに地方自治制度が設けられた。我等はこの自治制度の運用に協力することによつて、よい市町村民となり、忠良な國民となるのである。

第一節 我が郷土

● **愛郷の心** 郷土は我等の搖籃の地であり、心のふるさとである。我等は父母兄弟に對すると同じやうに、我等の郷土を愛し、郷土の人々を懐かしむ。我等が或は旅

事例 1 ふるさと の歌

良 寛

草枕夜ごとに
はるやどりに
結ぶは同じふる
さとの夢

石川啄木
汽車の窓はるか
に北にふるさと
の山見え來れば
襟を正すも

同

かにかくに瀧民
村は戀しかりお
もひでの山おも

行のため、或は勉學のため、或はその他の用務のために、暫くでも自分の生まれ故郷を離れて、住み慣れない土地に滞在すると、日の経つにつれて、郷里が戀しくなり、郷土の山川草木や、幼少の頃の思出などを、夢の中にも見るやうになるであらう。いよゝゝ用務を果して、歸郷するに當り、目前に懐かしい郷土の風物が開けて來ると、如何に我等の胸が躍ることか。

●我が郷土 何故に我等は、かやうに自分の郷土に對して、愛着の念を懐くのであらうか。それは單に見馴れた風物があるせみばかりではない。その山その川は、竹馬の友の思出となり、その田その畑は、遠い昔から、心血を注いで耕作に従事して來た、村の人々の努力を物語り、殷盛を誇る都市の街路は、町内の人々の絶えざる活動を告

げてゐる。かやうに郷土は、我等に親しみの深い山川草木の外に、我等と共に協同生活を續けて來た、多くの人々を含んでゐる。

されば我等は、家庭に於て、慈愛に充ちた父母、長上の薫陶を受けるとともに、郷土に於て、自然の恵と、先人の傳統と、近隣の人々の感化とを受けて、一人前の國民に育てあげられる。而して我等の祖先もこゝに眠り、我等の子孫も亦こゝに榮える。かやうな因縁に結ばれた郷土に對して、我等が強い愛着の念を覺えるのは當然であらう。誠に郷土に對する愛慕の情は、人間本來の情緒であり、また永遠の生命に通ずる心である。

●郷土の協同生活 郷土の生活は、一郷の人々の親和によつてなる協同生活である。我等は郷土に生まれ、郷

ひでの川

2 事例 阿倍仲麻呂の懷郷

少年の頃唐に渡り、久しく留學してゐた阿倍仲麻呂は、東の空にすみ渡る月を眺め、今更のやうに、懷郷の情に堪へず、天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも
の一首を詠んだ。

3 事例 花子の郷土

花子の郷土はどこか。これは面

倒なことである。世間では花子の生まれた土地を郷土ともいひ、また花子の成長の地を郷土とも考へ、或は花子の居住してゐる所を郷土とも呼ぶ。一方また精神方面から見て、花子が今日まで、最も深い感銘を受けて來た所が、郷土であるともいはれる。また第二の故郷などといふ呼稱もある。併し一般的にいふならば、花子が現在住んでゐる所が彼の

土の人々にはぐくまれ、これ等の人々と共に生活してゐる。「遠い親類よりも近い他人」といふ諺のあるやうに、一旦事ある場合、先づ力になつてくれるものは、隣近所の人である。我が國では、昔から隣近所の家々を合はせて一組とし、それに連帶責任を負はせた五人組制度なるものが行はれてゐた。また今日でも、近隣互に扶け合ふ隣組の人々は、日常生活に關することを始め、不時の災害や不幸などに際して、極めて重要な働をなしてゐる。されば我等は村に住んでゐようとも、又は町にくらしてゐようとも、常に隣保互助の精神を發揚して、郷土の協同生活を理想的のものにしなければならぬ。

演習問題 山田靜子の父は、福岡縣人であつたが、靜子はその父が熊本に勤務してゐた時に、そこで生まれ、その後父に従つて、

小學校時代は岡山で育ち、女學校に入學した時、兩親と共に大阪に來た。現在は父母と共に大阪に住んでゐるが、靜子の郷土は何處であらうか。

第二節 郷土の傳統

郷土の歴史 我等の郷土は、我等の父祖累代の協力によつて開拓せられたものであつて、その一木一草にも、祖先の息がかゝつてゐる。我等の祖先が、郷土開發のため、奮闘して來たその足跡こそ、我が郷土の歴史である。されば町にも、港にも、開けた田野にも、皆我等の祖先の力と、愛とが加はつてをり、鎮守の社にも、學校の建物にも、共に先人のまごころが映つてゐる。丘上に苔むす墓標も、幾多無名の仁人傑士の偉業を物語るとともに、眼に見え

現在の郷土であり、今まで彼が住んで來た所は、彼の生まれ故郷又は第二の故郷である。

参考 住み心地のよい所 我等の住所に就いては、安全な所、景色のよい所、交通の便利な所などといふやうに、望ましい條件はいろいろあるが、一番大切なのは、近所隣のよい所であり、それが最も住み心地のよい所である。

参考 神社の研究 神社には、皇祖皇宗の御神靈を始めとし、皇國の進運に貢獻した人々の靈を奉齋してある。而してその中、神宮や、官國幣社のことに就いては、第四章「我が國體」の下で述べらるから、こゝでは

ない力となつて、我等の心を導いてゐる。我が郷土の今日あるは、決して偶然ではない。

●郷土の神社 郷土の歴史は、また神社を中心として行はれた協同生活の歴史である。元來我が國民は、昔から敬神崇祖の念に厚く、同族相親しむ風に強く、これ等の者は同一の地方に住んで、その守護神や祖先を神社に祀り、感恩報謝の誠を盡くして來た。之を氏神といふ。然るに世が進み、交通が開け、自然とさまざまの氏族の者が、同一の地域に雜居するに至るや、在來の氏神に對する考へ方も變り、在來の氏神をばその土地に住む者を守護する産土神として、一般に崇敬するやうになつた。かくして、今日産土神を祀る鎮守の森を中心として、睦びの厚い我等の郷土生活が營まれてゐる。誠に綠鬱蒼たる鎮守

郷土又は地方に於て祀られてゐる神社のみに就いて説いて置く。

②参考 郷土の神社 我等の郷土にある神社には、その祭神や由緒によつて、社格の定めがあり、それに應じてまた祭祀の方式が定まつてゐる。府縣社、郷社、村社などは、いづれも郷土に縁故のある神々を祀つたものであるが、その例祭又は祈年祭、新嘗祭に際して

の森は、一村一町の平和な協同生活の象徴であり、神社を中心として郷土生活が營まれてゐるのは、我が國町村の特色である。

●郷土の傳統 我等は氏神の加護を受け、祖先からの歴史を承繼いで、郷土の生活を營んでゐる。この長い歴史の間に、郷土特有の風土や、祖先傳來の精神は、或は人情風俗の中に或はさまざまの傳説、慣習、掟の中に融けこんで、我等の心に傳へられ、無言の中に郷土の人々を感化した。郷土の人々は、皆これ等の傳統に従つて、日常生活を營み、永い年月の間に、今日の郷土の文化を形造り、その内容を向上せしめて來た。されば我等はよく郷土の生活に就いて、その由來を尋ね、その傳統の意味を明らかにし、この尊い遺産をば、ますます新しい光あるものとして、之

は、府縣社、郷社には、府縣から幣帛料を供進し、村社には、村から之を供進する。然るにこの外、我等の郷土には、多數の無格社がある。これは、崇拜者が少かつたり、また祭神や由緒が不明であつたりして、社格のない神社である。併し、地方々々に鎮座する氏神は、たとひその社格がどうであらうとも、郷土を守護する産土神として、氏子は心から崇敬してゐる。

を次代に傳ふべきである。

④ 傳統の尊重 愛郷の心は我等のもつ尊い感情であり、また傳統を尊重する精神は、すべての人々のもつ通性である。併し今日のやうに交通が發達し、人々の活動範圍が著しく擴がつた時代に於ては、唯因習に囚はれ、舊慣を墨守するだけでは、郷土の發展は望み難い。されば我等は、徒に固陋に陥り、お國自慢になづんで他を侮ることなく、從來の傳統をば、よく今日の時勢に適合するやうに改善して、郷土の繁榮を圖り、郷土をば一層住みよい所にして、之を子孫に傳へなければならぬ。併し又餘りに急進に過ぎ、新奇に趨り、從來の慣例に就いても、その來歴を考へることなく、唯古いからとて之を排斥するが如き態度を取ることにはよろしくない。

⑤ 參考 郷土の傳統 我等の郷土には、さまざまの傳統が残つてゐる。或は郷土に傳はる特有の傳説、民謠、舞踊などの郷土藝術の方面にも、また氏神の祭禮や、寺院の祭典にも、さては盆正月節供、彼岸など四季折々の年中行事にも、或は冠婚葬祭の習俗や、更に村々にある多くの掟や、産業、取引上の慣習などにも、心を留めて見ると、誠に意義の深いものがある。

演習問題 諸子の郷土に、どんな傳統や、古を偲ぶ行事などが遺されてゐるかを研究せよ。

第三節 郷土と地方自治

① 郷土と地方自治 同じ地方に住む人々が、その地方の利益を増進せしめ、その協同生活の内容を、よりよいものにしたいと希ふのは當然である。然るに地方にはそれぞれ特殊の事情があり、且つ同一地方の者は、多くの場合協同生活上の利害を共にしてゐる。それ故に地方のことは、なるべく之を地方の人々に委して行はせるならば、その地方の實情に適した政治も行はれ易く、またその實績も擧がり、國政の煩雜を避けることも出来る。されば我が國に於ては、國家統治の根本方針に悖らな

① 事例 報國會と學校 報國會は學校生活をを通じて、皇國民たる資質を一層充實するため、設けられた團體であるが、それは學校あつての報國會である。報國會の仕事に自分達も參加するとしても、それを自分達だけに都合のよいやうに取

い範圍内に於て、法令を以て、國政の一部を地方團體に委任せられた自治を許して居る。かくして地方團體は、その委任せられた國の行政の一部をば、團體自らの機關と團體自らの費用とを以て、之を自分達の事務として、自律的に處理してゐる。この制度を**地方自治**といふ。

而してこの自治運用の地盤として、行政上區劃せられてゐる我等の郷土が、**市・町・村・府・縣**のやうな團體であつて、之を**地方自治團體**といふ。我等がこの團體の發達のために盡くすことは、我が郷土の發展に資することとなる。とともに、國の政治に貢獻することとなる。

●**地方自治の沿革** 我が國の自治制度は、江戸時代に於て相當發達し、古來の隣保團結の美風を承けて、よく自治の風習を保つてゐた。即ち町村には町年寄、名主、莊屋

計らつてもよいもの考へてはならない。どこまでも母體たる學校をよくするために、自分達も出来るだけその分を盡くすといふのが、本當の報國會の精神である。地方自治體と國家との關係も亦このやうなものである。

●**事例**

●**五人組制** 五人組は近隣の五戸内外を合はせて一組とした隣保團體で、互に親子兄弟のやうに、睦ま

など、今日の町村長に似たものが置かれ、更にその下に**五人組制度**も發達し、地方の事務はよく自治的に處理せられてゐた。^②然るに明治の新制が布かれ、廢藩置縣が行はれてから、さまざまの制度が立てられたが、明治二十一年に**市制・町村制**が、二十三年に**府縣制・郡制**が布かれるに及んで、こゝにいよいよ我が地方自治制度の確立を見るに至つた。^③かくして地方自治團體は、**府縣・郡・町村**の三級制又は**府縣市**の二級制となつた。その後この制度は、數回改正せられたが、大正十二年の郡制廢止によつて、現在の通り、**府縣**と**市町村**との二級制度に變更せられた。

●**地方自治制度が布かれたことは、何故國家の統治の上にも適切であり、また一般臣民の幸福を増進することにもなると思ふか。**

じく交はつてゐた。若しもその中の一戸に不幸があれば、他の數戸が進んで之を救ひ、田植、草取、取入などにも、冠婚葬祭にも互に手傳ふなど、一體となつて生活してゐた。

●**参考**

●**外地の自治** 北海道は明治三十四年に自治團體として認められ、その後朝鮮、臺灣、關東州、樺太にも、それぞれ地方自治團體が認められるに至つた。

第四節 市町村と府縣

●市町村の自治 我等の住む市又は町村は、市制町村制によつて、自治を認められ、法令の範圍内で、政府監督の下に、その存立・發展に必要な一切の事務を自律的に行ふことの出来る團體である。而して市町村には、その事務を處理するために、市會市參事會町村會などの議決機關と、市長・町村長などの執行機關との二つがある。

(一)市町村の住民と公民 市町村内に住所を有する者を市町村住民といふ。市町村住民は、その市町村の財産や、學校・圖書館などの營造物を共同に使用する権利を有し、また市町村費を負擔する義務を負ふ。而してこれ等の住民中、帝國の臣民たる満二十五歳以上の男子であつ

【1参考】公民たる資格 公民の中でも、一精神に缺陷のある禁治産者、準禁治産者、二債務の責を果さない破産者、三貧困のため、生活に困窮したる者、四一定の扶助を受けてゐる者、並びに五一定の住居を有しない浮浪人、五或種の犯罪者などには、完全な資格が認められてゐない。

て、二年以上その市町村の住民である者を市町村の公民といふ。市町村の公民は、市町村の選舉に參與し、市町村の名譽職に選ばれる権利を有し、また名譽職に選ばれたときは、之を擔任すべき義務を負ふ。この公民たるの權利と義務とを總括して公民權といふ。

女子は直接選舉に參與する立場に置かれてゐないが、併し女子も主婦として、また母として、男子の公民權行使に對して十分の理解をもつとともに、婦人として出来る方面に於て、我等の市町村を住みよいところとするやうに心掛けて行くべきである。

(二)議員の選舉 市町村の公民をして、市町村の自治に參與せしめるために、先づ市町村會を組織する市町村會議員の選舉が行はれる。併し公民の中にも、選舉權を行

【2事例】選舉の精神

神 某氏は今度村會議員の選舉に當つて、自分の投するこの一票こそ、我が村の仕事を決める人々を選び、以て我が郷土を榮えしめ、更に我が國のため、に盡くすことにならざるのだと考へて、嚴肅な氣持に打たれた。さうして、その人格・識見・手腕などに就いて、慎重に熟慮した上、最も適任者であると信する正しい人物に投票した。勿論壓迫や

使することの出来ない者もあるので、市町村長は毎年選挙人名簿といふ公簿を作つて、選挙人を決定する。選挙は投票によつて之を行ふ。選挙人は選挙の當日、所定の時間内に會場に到り、そこで交付せられる投票用紙に、自筆で被選挙人一人の氏名だけを明記し、自分の名は記さないで、之を投票函に入れる。但し市會議員の選挙にあつては、豫め議員候補者として届け出てゐる者を被選挙人とし、その中の一人に投票することとなつてゐる。之を議員候補者届出制度といふ³。而して開票の結果、有効投票の最大多数を得た者から、順次に議員の定員数だけを取つて當選者とする⁴。

(三)市町村會 市町村會は、市町村會議員を以て組織せられる。議員は名譽職で、その任期は四年である。市町

情實や利害のため
に、その判断を誤る
やうなとはなかつ
た。

3 事例 議員候補者届出制度 議員候補者とならうとする者や、他人を候補者に推さうとする者は、定められた期日までに、その旨を選挙長に届け出で、尙一定の金額を供託しなければならぬ。而して選挙人は、必ず議員候補者に投票することとを要する。もと

村會は、市町村長が必要に応じて招集し、議員定員の半数以上の出席を得て會議を開く。市會では議員中から議長を互選し、町村會では、町村長が自ら議長となる。議事は原則として之を公開する。市町村會は、市町村に關する殆ど一切の事項を決定する権限をもち、市町村の活動は之に基づいて營まれる。

市には市會の外、特に市會の補助的の機關として、市參事會がある。これは市長と、議員中から互選せられた名譽職參事會員とよりなり、市會から委任を受けた事項などを議決する⁵。

(四)市役所・町村役場 市町村會の議決した事項は、市町村長によつて執行せられる。市役所・町村役場は、この市町村長が市町村の事務を執行する場所である。市長・町

もこの制度は、不眞面目な候補者の濫出を抑へるとともに、選挙の取締に遺憾のないやうにといふ意味から設けられたものである。

4 事例 選挙權と被選挙權 市町村の公民は、原則として、市町村會議員の選挙權をもつが、一公民權停止中の者、二現役中又は戦時事變に際し召集中の軍人などにはそれが無い。また選

村長は、こゝで助役・収入役及びその他の吏員を指導・監督して事務に當る。

市町村長はそれ／＼市町村會に於て選舉せられる。市長は有給吏員であるが、町村長は原則として名譽職である。而してその任期はいづれも四年である。市町村長は市町村を統轄・代表し、市町村の公共事務を處理する外、政府・府・縣その他の公共團體から委任を受けた國稅・府縣稅の徵收や、徵兵事務などを掌り、頗る廣い權限をもつ。隨つて市町村長の職責は極めて重い。さればこの職務を擔當する者は、人格・識見・手腕共に勝れ、且つ公平無私、その職に精勵する人でなければならぬ。

(五) 市町村の財政 市町村はその公共の事務を處理するため、經費の外、更に義務教育などの如き、法令に基づ

いてその負擔とせられてゐる經費をも支出しなければならぬ。そのために行ふ市町村の收入(歳入)・支出(歳出)の經理を**市町村の財政**といふ。

市町村長は毎會計年度(四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る)に於ける收入・支出の豫算案を作製して、之を市町村會に提出し、その議決を求めなければならない。

市町村は原則として、市町村の財産から生ずる收入、營造物の使用料、手数料の如き收入、及び國庫や府縣からの交付金・補助金などを以て、その支出に充てる。尙これ等の收入を以てしても不足する場合には、市町村稅を徵收し、また道路・橋梁・堤防工事などに於て、住民から夫役・現品と稱する勞務や、物品を提供せしめることが出来る。この外市町村は、國庫から分與稅の配布を受ける。

舉權をもつ市町村公民は原則として被選舉權をもつが、一在職中の判事・檢察・警察官吏・收稅官吏などは之をもたず、また二選舉事務に關係のある官吏市町村の有給吏員は、その關係區域内では、之をもたない。

5 事例 議員の精神 市會議員に當選した至誠の人某氏は、自分の行動の如何が市政の興廢に直接重大な關係をもつてゐること

を自覺し、苟も私心を挾まず、どこまでも公正に且つ誠實に、その市のために盡くした。そのため、常に市民と一つ心になつて、市の繁榮のために一身を捧げ、市民から大いに尊敬せられるやうになつた。

6 参考 市町村の財産 市町村の財源として大切なものは、市町村有の土地・山林・家屋その他の財産から生まれる收入である。こ

② 府縣の自治 府縣は市町村を包括して、その上にあ
る地方自治團體であつて、特殊な使命をもつてゐる。即
ち府縣は一面、國の行政區劃である故に、そこには直接國
の行政が行はれ、また一面市町村と同じく、地方自治團體
でもある故に、そこにはその地方の事情に基づいた獨特
の施設も行はれる。かく府縣は、官治自治の二重の性質
を有するため、その自治權の範圍は、市町村に比して遙に
狭い。随つてその議決機關たる府縣會の權限も、一定の
範圍に限られ、また執行機關たる府縣知事も、市町村長の
やうに、自治團體から選出せられるのではなく、官吏とし
て政府から任命せられる。而して市町村の住民は、その
屬する府縣の住民であり、府縣會議員の選舉に參與し得
る者は、またその府縣内の市町村の公民である。

れ等の財産中、市町
村はその基本とな
る財産自體を消費
せず、唯それから生
ずる収益だけを經
費に當て、以て市町
村の財政の基礎を
固うしてゐる。

7 参考 市町村財
政の實際 實際財
産收入を以て經費
のすべてを支辨し
てゐる市町村は極
く稀であつて、通常
はその經費を市町
村税に求めてゐる。
現在全國を通じて
無税村といはれる

(一) 府縣會 府縣會は府縣の議決機關であつて、府縣内
の市町村公民中から選舉せられた府縣會議員を以て組
織せられる。選舉權、被選舉權及び選舉の方法は、大體市
會議員の場合と同様である。

のは、僅に三箇町村
だけである。

府縣會は府縣知事が招集し、通常會は毎年一回開かれ、
臨時會は必要の場合に開かれる。府縣參事會は府縣會
の補充機關であつて、議長たる府縣知事と、府縣會議員中
から互選せられた名譽職參事會員とから成る。

8 参考 市町村税
市町村税には、一、地
租・家屋税・營業税な
どの國税や、段別税
船舶税などの府縣
税に對する附加税
と、二、市町村が獨立
して賦課する獨立
税との二種がある。
獨立税中市町村民
税は、頗る重要な地
位を占める。

(二) 府縣廳 府縣知事は多くの官吏吏員を補助機關と
して、府縣廳に於て、府縣の事務を處理してゐる。府縣廳
には、通常知事官房及び總務部、經濟部、學務部、警察部など
があるが、東京府には、警察部がなく、府廳とは別に警視廳
がある。また必要な府縣には、土木部が置いてある。

9 参考 地方分與
税 今日の經濟で
は、地方財源が地方

(三) 府縣の財政 府縣の豫算の手續は、大體市町村の場合と似てゐる。併し府縣の財政は、その規模が大きいので、市町村が財産収入を主としてゐるとは異り、國の財政と同じく、稅收入を第一の財源としてゐる。而して稅收入は専ら府縣稅によるが、その外府縣は國庫から地方分與稅の還元を受け、尙府縣債を起すことも出来る。

自治の精神 自治制度は古くから郷土に培はれて來た隣保團結の美風を尊重して、郷土の繁榮を圖り、それによつて國勢の伸張に貢獻せしめるのを以て本旨としてゐる。さればその治績を擧げるためには、その局に當る者も一般地方民も、共に自治の精神をよく體し、制度の本義に即して、その運用に當ることが大切である。然らば自治の精神とは何であらうか。先づ我等は、(一)

的に偏在してゐるので、この財源を調整するため、分與稅制度が設けられた。地方分與稅には、讓與稅と交付稅との二種あるが、市町村へは、所得稅、法人稅、遊興、飲食稅及び入場稅の一部が交付稅として、分與せられる。

10 参考 府縣稅

府縣稅には、一、地租、家屋稅、營業稅などの國稅に對する附加稅と、二、獨立稅として、段別稅、船舶稅

自動車稅、電柱稅などがある。

11 事例 學校での

自治の精神 地方自治の精神は、移して學校や學級の自治の心とすることが出來る。即ち一我が學校をよくするために、先生は先生の援助のみを當てにせず、自分達も協力して立派にやつて行くといふ熱誠がなければならぬ。二生徒一人の力では學校はよくならない。生徒の全員

自治制度の趣旨を自覺し、自律の精神を以て、自分達の團體のことは自分達で立派にやつて行くといふ、固い覺悟と熱意とをもつべきである。次に(二)協同の精神を強めなければならぬ。即ち小異を捨てて大同に就き、私見を去つて公論に服し、大きな度量を以て、互に譲り合ひ、各自の責任を重んじて、事に當ることが肝要である。更に(三)己を空しうして、常に全體の中に生き、各自の分に應じ、公に奉ずる精神を以て、専ら地方公共のために盡くすべきである。若しも人々が公私を混淆して私利を圖り、又は一黨一派の利益を圖るやうでは、この制度は却つて多くの弊害を伴ふやうになる。

愛郷心と愛國心 我等が郷土を愛する心を押しひろめると、當然國を愛護する念となる。我等は家を離れ

ると家の有難さが深く味ははれ郷土を出ると郷土の懐かしさが深く胸を打つ。更に一度足を海外に伸ばして祖國を顧みると我が國土の全體が我が郷土となり祖國に對する熱愛の情が油然而と湧いて來る。

愛國心は愛郷心の擴大したものであつて、廣い意味の郷土たる我が祖國を愛護する至情である。我等は愛郷心と愛國心とが一體不離のものである所以をよく會得し、國民舉つて心から郷土愛に發して祖國愛に燃え、以て日本國民たるの自覺に生きなければならぬ。

演習問題 諸子は女子として、どうすれば府縣や市町村の自治に貢獻することが出来るか。

が心を一つにしてしつかりと結び合ひ、相援けて責任を分けるといふ覺悟をもつことが大切である。三全員が私の利を棄て、専ら學校全體の生活のために心から奉仕するといふ精神に生きるものが大切である。以上が切かすの心がけが學校の全員にもたれらねば、學校は必ずよくなるに決まつてゐる。

第四章 我が國體

本章の主旨 天皇は皇祖の授け給うた神勅によつて、皇位に即かせられ、皇祖を齋き祀り給ひ、皇祖と同じ大御心をもつて、我等を統治し給ふ。天皇の踏ませ給ふ大道は明らかであり、國民の向かふところは定まつてゐる。我等は唯その分を守つて、臣節を盡くすのみである。

第一節 肇國の本義

神勅 我等全國民の郷土であるこの國土が形造られたのは、悠久の昔である。皇祖は宏大無邊の御心をもつて、この國土と臣民とを限りなくいつくしみ給ひ、こゝを天つ日嗣の御子の世々しろしめさるべき所として、皇

参考 肇國の大業 天照大神は八洲を統治せられる至高の神であつて、その御稜威は宏大無邊であり、よく萬物を化育あそばされた。大神はこの大御業を窮りなく發展せしめ給ふために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて、儼然たる君臣の大義を明らかに定められ、我が國の祭祀政治、教

孫瓊瓊杵尊を降し給うた。この時の神勅に、
豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。實祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。と仰せられてある。

この神勅は、實に我が肇國の根本精神を明らかに示し給うたものであつて、世界にたぐひのない我が國體は、ここに確立し、永久にかはらない君臣の大義は、之によつて定まつた。皇孫がこの神勅を奉じて、この國土に降臨あそばされたことは、實に莊嚴極りなき盛事であつて、こゝに國家統治の礎はゆるぎなく打立てられた。この後歴代の天皇は、皇祖の御稜威を承繼がせ給ひ、常に國家の隆昌と臣民の慶福とに御心を注がせられ、臣民は大君を中

育の根本を確立し給うた。かくして、萬古不易の我が國體は定まり、天つ日嗣の御榮えは天壤と共に窮りなく、肇國の大義は永遠に亘つてかはることなく實現せられた。

2 参考 大御心

明治天皇の御製に
とこしへに民やすかれといのなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ
といふ御歌がある。
この御心は、歴代の

心と仰ぎ、赤子の至情を以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、以て君民一體の美風をなすに至つた。これこそ我が國體の精華であり、天地と共にかはることなき、我が國民の強い信念であつて、帝國憲法も亦、この肇國の根本義に基づいて定められた。

3 神鏡 皇祖は皇孫の御降臨に際して、神勅を授け給ふとともに、三種の神器を授け給ひ、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如いつきまつれ

と仰せられた。實に神鏡は、皇祖の御靈代として、皇孫に授け給うたものである。歴代の天皇は、皇祖の御姿をうつし給うたこの御鏡を承繼がせられ、之を齋き祀り給ふことによつて、皇祖と共に同じ御鏡の中にうつり入り給

天皇の御心であり、また皇祖の御心である。我が大君が、常にこのやうな有難い思召を以て統治をあそばされることは、我等國民の感激に堪へないところである。

3 参考 神國日本

明治天皇御製
おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たるうらやすの國
かみつよの聖のみよのあととめ

ふ。かく天皇は皇祖と共にあらせられ、皇祖と御一體にならせられ、皇祖の御心を以て御心とせられて、國と民とを限りなくいつくしみ給ふ。これ我等國民の等しく感泣し奉るところであつて、我等も亦楠公と共に、われ生きてあらん程は、叡慮を安んじましますと、いふ心持にならざるを得ない。

演習問題 我が國の歴史と諸外國の歴史とを比べて、その統治の根本の違つてゐるところを研究せよ。

第二節 天皇の統治と臣民の本分

● **天皇の統治** 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふ。皇祖の御子孫として、現御神であらせられる天皇は、皇位を踐み給ひ、我等臣民は御稜威の下に、大御心を奉戴して、ひたすら輔翼の誠を盡くすのみである。

天皇は我が國の本源であらせられる。皇祖の神裔にましまし、皇祖の肇め給うた國を承継ぎ、皇祖と御一體にならせられて、この國を榮えしめ、民をいつくしみ給ふ。天皇の御地位こそ、肇國以來確定してゐる我が國の大本である。随つて國家統治の大權は、神勅に基づいて天皇の固有し給ふところであつて、天皇は他からの委任によつて、統治權を掌握し給ふのでもなく、また臣民の推舉によつて、皇位に即き給うたのでもない。天皇は現御神にましまし、神裔として至高至上の地位に立たせ給ふ。されば聖旨は、絶対に神聖なものである。

● **天皇の大權** 天皇は國の元首にましまし、統治權を總攬し給ふ。我が國に於ては、古來御親政が本義であり、

てわが葦原の國
はをさめむ
うけつぎて守る
もうれし千早ぶ
る神のさだめし
うらやすの國

1 参考 君國一體
我が國は、皇室が中心となつて成立し、皇室と國家とは、一

體をなしてゐる。然るに外國では、君主は或は徳を以てその位に即き、徳がなければその位を去り、或は權力を以て支配者となり、權力を失へばその位を逐はれるなど、専ら人の仕業で定められるのが常である。さればその間に、ときに争鬭や革命が起るのも止むを得ない。

事例 憲法上の
大權事項
一 憲法の改正を發

萬機は天皇の御親裁であるべきである。されば帝國憲法には、天皇の御親裁を仰ぐべき、統治權の重要な作用が擧げてある。この御親裁の大權を憲法上の大權といひ、御親裁を仰ぐべきことを要件としてある憲法上の事項を、大權事項といふ。併しこの大權は、憲法によつて創設せられたものではなく、憲法は肇國以來の根本義を、條章によつて明らかにしてあるに止まる。

皇位繼承 皇位は唯一すぢの天皇の御位であつて、瞬時も之を曠しうすることは出來ない。されば天皇が崩じ給ふときは、皇嗣は何等の手續を要せず、直ちに皇位に即かせられ、祖宗の神器を承け給ふ。之を踐祚といふ。皇位は、皇室典範に定めてある如く、萬世一系の皇統に屬する男系の男子の御方之を繼承し給ふ。而して天皇が

御踐祚あそばすときは、新に元號を建て給ひ、御一代の間改元せられることがない。尙諒闇の明けた後に、即位の大禮及び大嘗祭を京都に於て行はせられる。共に森嚴なる皇國の大典である。

攝政 天皇が成年(滿十八歲)に達し給はぬとき、又は久しきに亘る御故障によつて、大政を親らし給ふことの出來ないときは、攝政を置かせられる。攝政は天皇の御名に於て、大權を行ひ給ふ。攝政に任せられ給ふお方は、成年に達せられた皇族に限り、その順位は皇室典範によつて定められてある。

臣民の本分 天皇は我等臣民を赤子と思し召され、臣民の慶福に、大御心を注がせ給ふとともに、下萬民の力を集めさせられて、以て國運の伸張を圖り給ふ。而し

- 案すること。
- 二 法律を裁可し、その公布執行を命ずること。
- 三 帝國議會を召集し、その開會閉會、停會及び衆議院の解散を命ずること。
- 四 緊急命令を發し、行政命令を發せしめること。
- 五 行政各部の官制を定め、文武官を任免すること。
- 六 陸海軍を統帥すること。
- 七 陸海軍を編制し、常備兵額を定めること。

- 八 宣戰講和をなすこと。
- 九 條約を締結すること。
- 一〇 戒嚴を宣告すること。
- 一一 爵位勳章などの榮典を授與すること。
- 一二 大赦特赦減刑及び復權を命ずること。
- 一三 戰時又は國家事變の場合に憲法の條規に拘らず、臣民の權利義務に就き、適宜の處置をすること。
- 一四 財政上必要ある

て臣民はまた、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その忠誠の志を繼いで、之を現代に生かし、以て皇運扶翼の道にいそしんでゐる。かくして天皇と臣民とは、義は君臣にして、情は父子の如く、肇國以來一體となつて榮えて來た。即ち臣民は限りある生命を捨て、限りなき國家に生き、小我を没して天皇に仕へまつり、心を合はせて臣節を盡くして來た。これ我が國體に基づく美風である。我等はこの國體に根ざした臣民の尊い本分を自覺して、どこまでも天皇の御榮に奉仕し、皇國のために力を致さなければならぬ。

●臣民の權利 我が帝國の臣民は、肇國以來天皇の統治のもとに忠誠を盡くして來た。然るに明治天皇は、帝國憲法を欽定あそばされるに當り、臣民翼贊の道をます

とき緊急處分をなすこと。

3 参考 詔勅 天皇の大權は、勅定の形式によつて發動せられる。而してその形式は、現行の公式令では、次の如く定められてゐる。即ち一御口頭によらせ給ふものを勅語といひ、二皇室の大事や、大權の施行に就いての勅旨を、文書を以て一般臣民に告げ給ふものの中、法律勅令、條約の上諭以外のもの

ます廣め給ひ、我等臣民の權利と義務とを明らかに成文の上で示し給うた。これによつて臣民の生活は大いに保障せられることになつたのであるが、この保障は立憲政治の最も著しい特色であつて、この昭代に生まれた我等が、眞に光榮とするところである。

憲法の中には、日本臣民の權利の主なるものとして、(一)法律の定めによるのでなければ、臣民は日常生活の自由を妨げられないこと、(二)臣民は國法の定める資格に應じて、國政に參與し得ること、(三)臣民は國法の規定に従つて、裁判官の裁判を請求し、また一定の手續によつて請願し得ることなどが定められてある。

●臣民の義務 聖旨を心に銘じて統治權に絶対服従することは、臣民の本分である。隨つて臣民の負ふ義務

を詔書といひ、三一般に宣告せられず、勅定の文書を以て、特定の受令者だけに賜はるものを勅書といふ。勅語、詔書、勅書は總稱して「みこと」のり又は詔勅といはれる。詔勅は實に絶対なるものであり、億兆心を一にして奉體すべきものである。

4 参考 忠君愛國 我が國に於ては、國家の興隆のために盡くすことは、即ち天皇の御榮に仕へ

は甚だ多いが、憲法は特に重大な臣民の義務として、兵役と納税との二つの義務を擧げてゐる。(一)兵役の義務は、臣民が國家を防衛する任務であつて、之によつて國家の秩序と獨立とが保たれ、(二)納税の義務は、臣民が國費を分擔する任務であつて、之によつて國家の隆昌が圖られ、臣民の福利が進められる。而もこれ等は、臣民の義務であるとともに、また光榮ある臣民の權利である。されば我等は、あくまで忠良な日本臣民として、これ等の義務を遂行し、以て國民たるの本分を盡くさなければならぬ。

演習問題 臣民の義務は、同時に臣民の權利であるといはれるのは、何故であるか。

第三節 國體と祭祀

奉ることであり、天皇に忠節を盡くすことは、即ち國を愛し、國の繁榮を圖ることである。忠君なくして愛國なく、愛國なくして忠君はない。勿論外國人にも愛國の精神はあるが、併し我が國民のやうに、忠君と根柢を一つにしてゐる愛國心をもつてゐる者は他にない。

● 神國日本

我が大日本帝國は、神國である。即ち神によつて開かれた國であり、また天照大神の御子孫として、現御神にまします天皇のしろしめし給ふ國である。歴代の天皇は、御親ら皇祖皇宗の神靈を祀り給ひ、皇祖皇宗と御一體にならせ給うて、國土の安泰と民草の慶福とを祈らせ給ふ。随つて我が國は、神々が常に護り給ひ、幸はひ給ふ國である。このことは、我等の祖先が古くから懷いて來た、根強い國民的の信念である。

● 國體と祭祀

皇祖の授け給うた神器は、代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなつた。歴代の天皇は神器と共に皇祖の御心をそのまゝ傳へさせられ、神鏡を以て皇祖の御靈代として、奉齋し給ひ、皇祖の御心を以て、經國濟民の大業を行ひ給うた。我が國の敬神崇祖の本義と、祭政

【参考】 祭政一致

我が國では神事は政治の大本である。天皇が神を祭り給ふことと政事をみそなはせられることとは、その根本に於て一致し、**祭政**は即ち**祭事**である。而も天皇は常に祭祀によつて皇祖皇宗と一つにならせ給ひ、その御遺訓を奉じて、國の政事をしるしめし給ふ。されば政治始の儀式には、内閣總理大臣が先づ前年中神宮の祭祀が滞りなく

一致の根本とは、實にこゝにある。^① 臣民はまた、常に大御心を奉體して、敬神崇祖の誠を致し、神々を祀ることによつて、我が肇國の大精神を體得し、忠君愛國の眞心をみぎ、神國日本の彌榮に努めて來た。これ最も神聖な事實であつて、他國に類のない、我が國の眞の姿である。

③ 神宮 かやうな特質をもつ我が國に於て、皇室を始め、全國民の崇敬の中心であらせられる神社は、いふまでもなく神宮である。神宮は皇祖天照大神の御靈代の鎮座まします皇大神宮、即ち内宮と、天照大神の御饌神にましまし、五穀の祖神であらせられる豊受大神を奉祀する豊受大神宮、即ち外宮との兩宮を併せ稱へ奉る。皇室に於かせられては、神宮の祭祀を最も重んぜられ、特に皇族を祭主に任じ、天皇の大御手代として奉齋せしめ給ふ。^②

奉仕せられた旨を奏上することとなつてゐる。明治天皇の御製に、
神風の伊勢の宮
居の事をまづ今年も物の始にぞ
と仰せられてある。誠によかしい國體の現れである。

② 事例 齋宮 崇神天皇は、皇女豊鍬姫命を以て、垂仁天皇は皇女倭姫命をして、神鏡を齋さまつらしめ給うた。歴延喜式によると、歴

また臣民も等しく我が國の總氏神として、その御神徳を慕ひ奉り、家々には皇大神宮の大麻を奉安して、朝夕大神を仰ぎ奉り、また一生に一度は必ず伊勢參宮をなすことを念じてゐる。尙又世界各地に亘つて、我が國民が發展してゐるところには、いづこにも神宮奉齋の燈火が輝いてゐる。^③

④ 宮中祭祀 天皇は神宮の祭祀を重んじ給ふのみならず、更に宮中三殿に於て、親しく皇祖皇宗を始め、天神地祇を齋き祀り給ふ。宮中三殿は、(一)皇祖の鎮まります神鏡を齋き祀り給ふ賢所と、(二)歴代の天皇及び皇族の御神靈を奉祀し給ふ皇靈殿と、(三)天神地祇を祀らせ給ふ神殿とであつて、宮中の祭祀は多くはこの三殿に於て行はせられる。宮中祭祀は、いづれも重要であるが、取りわけ重

代の天皇は御即位とともに、未婚の皇女を選び、三年間の潔齋の後、齋宮として、神宮に奉仕せしめられる定めとなつてゐる。かやうに神事には、女性が重んぜられてゐる。されば我等は家庭にあつても、穢れない淨い心をもつて、神を祀ることを第一としなければならぬ。

⑤ 参考 神宮の尊崇 皇大神宮を崇敬し奉る國民的感

要なのは賢所の御儀であつて、極めて嚴肅に執り行はせられる。

⑤官國幣社 天皇は常に皇祖皇宗を祀り給ふとともに、國家のために力を盡くした古代の神々及び功臣の靈をも尊重し給ひ、之を祭神とする神社の祭祀をも統べさせ給ふ。これ等一般の神社には、社格とそれに應ずる祭祀の方式とが定めてある。先づ(一)皇室御關係の神々又は特に皇室の御尊崇の厚かつた神々を祀り、祈年祭・新嘗祭・例祭には、皇室から幣帛を捧げられるものを官幣社といひ、之に大社・中社・小社の別がある。(二)特に忠誠を致した忠臣を祭神とするものを別格官幣社といひ、また(三)主に地方に關係の深い神々を祀り、祈年祭・新嘗祭には皇室から、例祭には國庫から幣帛の供進あるものを國幣社と

情は、到るところに現れてゐるが、西行法師の何事のおはしますをば知らねども、忝さに涙こぼるゝの歌は、誠によく國民の心持を現し得て遺憾がない。

4事例 賢所の御儀 宮中に於て行はせられる歳旦祭・元始祭・祈年祭などの如き、恒例の御祭典は申すまでもなく、國家の大事に就いての御奉告の御

いふ。これにも、大社・中社・小社の別がある。神社にはこの外に、府縣社・郷社・村社などがあるが、これ等に就いては既に第三章に於て述べた。

我等は皇祖皇宗の神靈にぬかづくとともに、古代の神や功臣の偉靈を祀つて神威を崇め、神恩に感謝してその忠誠の志を承繼ぎ、君國のために忠誠を致すべきである。かくして我等は、神徳を奉體することによつて、護國の神々と一つになり、永遠の生命である國家に歸一することが出来る。こゝに我が國の敬神の大義があり、また神國日本の誇がある。

演習問題

諸子はどういふ心持を以て神社に參拜するか。

儀は、皆賢所に於て擧げさせられる。また皇室の大婚及び皇族の御婚儀なども、この大前で行はせられ、皇子の御誕生・御命名もすべてこゝに御奉告あらせられる。

第五章 國憲と國法

本章の要旨

明治天皇は、祖宗の御遺訓を承け給ひ、帝國憲法と皇室典範とを御制定あそばされ、天皇御親政の大道を明らかにし給うた。この國憲に基づいて、各種の國法は制定せられ、伸びゆく國の光は、ますます輝くやうになつた。この聖代に生を享けた我等は、常に國憲を重んじ、國法に遵ひ、立憲治下の國民として、至誠を以て、大政を翼賛し奉らなければならぬ。

第一節 帝國憲法と皇室典範

●帝國憲法の制定の由來 帝國憲法は明治天皇が皇祖祖宗の御遺訓と、御歴代の統治の大法とを承継ぎ給ひ、

【事例】明治天皇の御勵精 皇室典範・帝國憲法の御制定に際して、明治天皇が御勵精あらせられた御事は、漏れ承つて畏き極みである。草案が出来て、それが樞密院の會議に附せられ、討議は數箇月の久しい間に亘つたが、天皇は毎會必ず臨御あそばされ、折からの灼くやうな炎暑をも御厭ひなく、一

御親ら御制定あそばされた不磨の大法典である。明治天皇は、王政復古とともに、慶應四年三月、五箇條の御誓文を祖宗の神靈に奉らせられ、その第一に、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシと宣はせられて、新時代の政治の大方針を明らかにせられた。爾來この國是に従つて、諸般の施設は着々と進められ、明治八年には元老院と大審院とが置かれ、十一年には、國會開設の準備として府縣會が設けられ、ついで十四年には、二十三年を期して國會を開設すべき旨の詔が下つた。その翌年天皇は諸外國の立憲制度取調のため、參議伊藤博文を歐洲へ出張せしめられ、その歸朝後、専ら肇國以來の遺制に基づいて、憲法の草案を起草すべきことを彼に命ぜられた。二十一年この草案成るや、天皇の御親臨の下に、樞密院に於て慎重に審

一討議に御耳を傾けさせられた。或時會議中に、第四皇子が薨去あそばされた。議長は驚いて、直ちに議事を中止致しませうかとお伺ひ申し上げたところ、天皇は、それには及ばぬ、議事を續けよと仰せられた。議長は聖慮の辱さに感泣し、議事を續けて一段落を告げるのを待つて始めて散會を宣告したといふことである。これによつても明治天皇が如

議せしめられ、かくて大典はこゝに確立した。

かやうにして明治天皇は憲法制定に就いての一切の御準備を整へ給ひ、翌二十二年二月十一日、紀元節の佳辰を卜して、皇室典範と共に、光輝ある大日本帝國憲法を發布し給うた。

皇室典範 皇室典範には皇位繼承、踐祚、即位、攝政のことを始め、専ら皇室の大本が規定せられてゐる。皇室を中心とする我が國に於ては、皇室の大法は、國家の大法である。この成典が定められて、こゝに皇國の基礎が一層鞏固になつたことは、姉妹法たる帝國憲法の發布とともに、國民の等しく喜に堪へないところである。

帝國憲法と皇室典範とを合はせて**國憲**といふ。我が立憲政治は、一にこの國憲に基づいて運用せられる。

何に深く御心をお用ひあそばされたかを恐察し奉ることが出来る。

事例 **憲法の發布** この日天皇は、先づ皇祖皇宗の神靈を祀らせられ、御告文を奏し給うて、後、宮中正殿に内外の官民を召され、憲法發布の勅語を賜ひ、こゝに開闢以來の盛典を和氣霽々の中に、而も莊嚴に擧げさせ給うた。この日宮城外に集つた萬民は、皆聖恩

帝國憲法の本義

帝國憲法は明治天皇が皇祖皇宗の御遺訓を明らかにし、永遠に發展すべき皇國の基礎を固くして、大政を翼賛し奉るべき臣民の道を廣め、以て國運の伸張と臣民の幸福とを進めようとの有難い思召から、御定めあそばされた**欽定憲法**である。我が國の憲法は外國の憲法のやうに、國民の約束からなつたものでもなく、また君民の協定で出來たものでもなく、それ等とは全くその性質を異にしてゐる。

帝國憲法は天皇、臣民權利義務、帝國議會、國務大臣及樞密顧問、司法會計補則の七章、七十六條から成つてゐる。

諸外國の憲法が、どうして制定せられたか、またそのためにどんな犠牲を要したかを調べ、我が帝國憲法制定の由來と如何に異なるかを比較研究せよ。

の無窮に感激し、歡呼の聲は天地を震撼せんばかりであつた。

事例 **外國の憲法**

外國の憲法には、一米國のやうに、國民の約束で出來た**民定憲法**と、二英國のやうに、君主と國民との協定によつて出來た**協定憲法**との二種がある。我が欽定憲法はこれ等とはその本質を異にしてゐる。

第二節 立憲政體

●我が政體 帝國憲法には、我が國體の大本と共に、この大本に基づいて定められてある國の統治の方式即ち政體が明示してある。政體は立憲政體と專制政體とに大別せられるが、今日多くの文明國は立憲政體を採用してある。(一)專制政體は主權者獨裁の政治であつて、統治の上に何等よるべき準則がなく、且つ人民の參政を認めない政治の形式である。(二)立憲政體は國家統治の根本法として憲法を定め、一切の政治がその條規に従つて行はれ、且つ人民の參政を認める政治の形式である。我が國では古來、神ながらの大道に基づく政治が行はれたが、中世以降、武門に政權の一部が委ねられた結果、形

式上武家の專制と見られ得る政治も行はれた。然るに明治維新に於て、萬機は天皇御親政の古に復し、憲法が發布せられ、こゝに我が立憲政治は全く確立した。

●我が國の立憲政治 我が國の立憲政治の著しい特色は、凡そ次の三點である。(一)我が立憲政治は、萬機公論ニ決スヘシとの有難い聖旨に基づいて、公議を盡くすべき議會を設けて、大政翼贊の道を開いてある。(二)我立憲政治は天皇の統治を輔翼せしめるために、立法司法行政の三機關を設けて、それらの職務を分擔せしめてある。(三)我が立憲政治は憲法によつて、一般臣民の權利と財産の安全とを保障し、法律によるの外之を侵すことがないことを明らかにし、以て臣民をして別け隔てなく、その志をのべしめ、その力を伸ばさしめんとしてある。

【1参考】我が立憲政治 今日の世界列強は立憲政治を採用してあるが、併し全く國體を異にしてある我が國の政治は、その根本精神に於て、全然外國のそれと趣を異にしてある。されば我等は、外觀や體裁に於て、我が國の立憲政治と外國のそれと似てある點があつても、その根本に於て全く立前を

異にしてあることを注意しなければならぬ。

【2参考】我が立憲政治の特色 一公論尊重の政治であつて、帝國議會を設け、貴衆兩院に於て、公論を反映せしめて、天皇の大政を翼贊し奉らしめる。二輔翼機關を分立せしめる。即ち帝國議會、裁判所、行政官廳の各機關は、各その分を守つて、國務の進行を圓滑にしてある。三臣民

要するに我が立憲政治は、天皇御親政の原則を明らかにし、一君萬民の政治を行ひ給はんとする聖慮によつて、臣民翼贊の道を明示し給うた政治の形態である。されば我等は、謹んで大御心を奉體し、常に正しい識見を養ひ、私見を去つて公論を尊重し、以て我が憲政の美を發揚することに力を致すべきである。

●臣民の翼贊 立憲治下の國民が、政治に關する意見を立てるとなれば、勢ひその意見や主張を同じくする者と相結んで、その實現を圖るやうになる。これが政治團體である。併しながらかゝる政治團體が、互にその所見を著しく異にし、そのために國內に政治的摩擦を増大するやうなことがあつたならば、國勢の發展は到底望まれ得ない。殊に現代我が國に於けるが如く、偉大なる國策

の權利が保障せられてゐる。併しこの保障は、民權を擁護するため設けられたものではなく、萬民をいつくしみ給ふ大御心に基づいた保障である。

●参考 大政翼贊會 大政翼贊會は超黨派的に舉國一致、臣道實踐の國民運動を推進することを目的としてゐる團體である。この使命達成のため、翼贊會は上意を傳達し、下情を上通

を遂行せんとする時期にあつては、文字通りの舉國一致が特に大切である。されば我等國民は、如何なる地位にある者も、如何なる職域にある者も、また如何なる地方にある者も、眞に一億一心となり、その分に應じて、奉公の誠を致し、以て大政を翼贊し奉るべきである。

●参考問題 今まであつた種々の政黨が昭和十五年に解黨したのは、どういふ理由であつたかを考へてみよ。

第三節 法令

●國法 我等が眞に忠良な臣民として生きるためには、國憲を重んずべきは勿論、更にそれに基づいて制定せられたさまざまの國法に遵はなければならぬ。國法はすべて、國勢の伸張を圖り、國民生活の安寧を保ち、公共

し、國策の樹立とその遂行とに關して政府に協力するとともに、強力なる實踐力を發揮せんとするものである。

●参考 我が國法 國法があればこそ、我等の協同生活は圓滑に行はれ、我等の身體、生命も、財産

の福利を増進するために定められた行爲の準則である。この國憲國法がよく守られてこそ、國の秩序はよく保たれ、我等はその堵に安んじて日々の務にいそしみ、以て國運の發展に奉仕することが出来る。

國法は公の秩序を守り、公益を重んずる者の利益をば、權利として保護するとともに、また他人の正當な權利に對しては、之を尊重すべき義務を命ずる。即ち權利と義務とは、本來相反した別々のものではなく、兩者は全く表と裏との關係に立つてゐる。隨つて權利を尊重する者は、また義務を重んずる念も深い筈である。されば我等は心から國法を尊重して、自分の權利と雖も之を濫用することなく、また常に義務を重んじて、苟も他人の權利を侵さないやうに心掛けるべきである。

名譽も亦自由も侵されることがない。而して我が國の法は、すべて國憲に基づいて成立したものであるが、中には直接天皇の御親裁によつて定まるものもあり、また天皇の御委任によつて定まるものもある。併しいづれも、皆天皇の民をいつくしみ給ふ大御心に基づくものであるから、我等は公權力の強制を俟つまでもなく、自ら進んで之を遵奉すべきである。

● 國法の種類 國法には「法律」と「命令」との二種がある。

(一) 法律 法律は帝國議會の協贊を経て制定せられた法規である。これが制定の手續は、先づ政府又は貴衆兩院のいづれかより、法律案を議會に提出し、その協贊を経、天皇の御裁可を仰いでから、一般に公布せられることになつてゐる。

(二) 命令 命令は帝國議會の協贊を経ずに、發せられた法規であつて、この中(一)内閣總理大臣又は各省大臣が起案し、天皇の御裁可を経て成立するものを勅令といひ、(二)天皇が行政官廳をして發せしめ給ふものを官廳命令といふ。官廳命令はその發する官廳の別に從ひ、閣令、省令、北海道廳令、府縣令、警視廳令、制令、朝鮮總督府令、律令、臺灣總督府令などと稱せられる。

る。

● 事例 國法の公布

法律、勅令、閣令などは官報で公布せられ、その他の命令は、それらの官廳の定めた方法で公布せられる。普通は公布の日から二十日を経て施行せられる。而して一旦公布せられた後は、國民はそれを知つてゐても、なかくても、之を遵守する義務がある。

演習問題 官報やその他の公報によつて、どういふ法律や命令が、どういふ形式で公布せられてゐるか、またそれ等は何時から施行せられてゐるかを調べよ。

第四節 法と道徳

● **法と道徳との關係** 凡そ法がなければ、多數の者の協同生活は事實上營まれ難い。さればとて法の力だけを以て直ちに國民生活の完全を期することは出来ない。法と共に道徳があつて、國民生活は一層その安寧と繁榮とを期することが出来る。法は國力を増進し、國家の秩序を維持するために、必要缺くべからざる事柄に就いて、具體的に定められた準則であるが、道徳は國民生活を向上せしめるために最も大切である國民の自覺を促さん

事例 夫婦の和
夫婦の和合は、家の道徳の大きいものであるが、併し法律は、夫婦ハ相和スベシといふ規定をしてゐない。若しも法律の規定であるから、餘儀なく夫婦の道を守るといふことであるならば、

とする教である。随つて法は適切な行爲の規準を示して、それ〴〵の場合に據るべきところを明らかにし、若し之に反する者がある場合には、公權力に基づいて制裁を加へるが、道徳は一般的な規範を示して根本的に國民の自覺を高め、是非曲直を深く悟らしめる。されば法と道徳とはその現れ方を異にしてゐるが、共にその根源を一にする國民の生活規準である。

● **法と道徳との運用** すべて法は正義に基づき、その源を道徳に發してゐるから、法をよく守ることは、結果に於て道徳に適ふことになる。されば我等は、常に堅固な道徳心の上に立つて、法を遵守すべきである。たゞ法の規定中には道徳の教よりもその範圍の狭いものもあるから、單に法規に違反しないといふだけでなく、法に規定

この道徳は餘りにも價値の低いものとなる。されば法律は、單に夫婦生活の極端な場合に於て起る離婚の原因となることなどを規定してゐるに過ぎない。

事例 消滅時効
他人から金を借りた場合、若しも貸主が十年間催促せず、に経過したならば、法律上消滅時効にかゝつて、その債權は消滅してしまふことになる。

せられてゐない事柄でも、努めて、道徳に合致するやうに
といふ心掛をもつて、之を實踐して行かなければなら
ない。要するに法と道徳とは互に相補つて、我等の協同生
活を支持して行くべきものである。されば我等は法の
及ばないところは、道徳を以て補ひ、道徳の效力の弱いと
ころは、法を以て之を助けるべきである。この兩者の運
用が遺憾なく行はれることによつて、始めて協同生活の
秩序は保たれ、國民全體の福祉は進めらる。またかくし
てこそ我等は、十分に遵法奉公の精神を發揮することが
出来るのである。

演習問題 法律で「子へ親ニ孝行スベシ」といふ規定を設けては
いけないか。

この場合借主がこ
の法律上の効果を
主張して、借金を返
さすにすまさうと
したなら、たとひ法
律は之を許しても、
道徳上からはこの
行爲は正當と認め
られないし、また人
間の良心も、それで
満足してゐられな
い。

第六章 帝國議會

本章の要旨

帝國議會は、廣く臣民をして國政に參與せし
めるために設けられた機關であつて、臣民は議會を通じ
て、大政を翼賛し奉る。我等はこの意味をよく體得して、
眞に國のために、身を獻げて奉公することの出来る立派
な議員を援けて、大御心に應へ奉らなければならぬ。

第一節 帝國議會

○帝國議會

帝國議會は天皇の御親政を翼賛し奉ら
しめるために設けられた、憲法上の機關である。されば
議員は一般臣民の公正な輿望を擔つて、國政の審議に當
り、よく公議を盡くして、大政を御輔け申上げることが任

参考

公論の反
映 公正な輿論を
議會に反映せしめ
るといつても、國民
のすべてに就いて
國政上の意見を問
ふことは實際上出
來難い。それ故我
が國に於ては、國民
中から選出せられ
た者及びその他適
當な者をして、議會
を通じて公論を反
映せしめるのであ
る。

務とする。議會は普通、立法院とも稱せられるが、併し議會自らが法律を制定する権限をもつてゐるのではなく、唯これが制定に協賛する任務を有するに止まる。随つて議會を経た法律案も、それが法律となるか否かは、一に天皇が之を御裁可あそばされるか否かによる。

帝國議會は貴族院と衆議院との二つから成り、兩院の議決が一致したとき、始めて帝國議會の議決が成立する。之を二院制度といふ。

② 貴族院の組織 貴族院は貴族院令の定めるところに従ひ、次の議員によつて組織せられる。

(一) 皇族議員

(二) 華族議員 1 公侯爵議員(滿三十歳以上の公侯爵)。

2 伯子男爵議員(各、同爵中から互選せられた滿三十

② 参考

帝國臣民の縮圖 議會が公論を反映するためには、適當に各方面の正しい意見がそこに現れることが大切である。されば貴族院は皇族、華族及び各種の勅任議員を以て、各方面の意見を反映せしめ、衆議院は一般公選議員をして、廣く國民の公正な意見を反映せしめる。

③ 参考

議院の權限 議會は法律案及び豫算案を審議

歳以上の者。任期七箇年。

(三) 勅任議員 1 終身勅選議員。 2 帝國學士院會員議員。

員。 3 多額納稅者議員(2と3とは任期七箇年)。

③ 衆議院の組織 衆議院は衆議院議員選舉法の規定に従つて、公選せられた議員を以て組織せられる。議員の任期は四箇年であつて、定員は四百六十六人である。

④ 帝國議會の活動 帝國議會は常置の機關ではなく、その活動に就いての手續は、すべて勅命に基づいて行はれる。天皇は毎年一回必ず帝國議會を召集し給ふ。之を常會といひ、會期は三箇月である。また臨時緊急の必要がある場合には、臨時會を召集し給ふ。

議員が各院に參集して、議會が成立すると、天皇は日を定めて、開院式を行はせられる。議會はこれよりその活

する外、尙政府の政治のやり方が、我が立憲政治の精神に照して果して正しいか否かに就いて意見を述べることが出来る。このために、各議院はさまざまの權限をもつ。即ち一議院の意見を聖聞に達するために、上奏をすること、二政府に議院の意見や、希望を建議すること、三臣民の提出する請願を受理すること、四政府の施政に就いて質問をすること、五議

動を開始する。會期が盡きると、天皇は閉會を宣し給ふ。會期中一時的に議會の活動の停止を命ぜられることがある。之を停會といふ。停會は多くは、議事の中止によつて、議會の反省を促し、政府との間に意思の疏通を圖らしめるために行はれる。また議院は議事の都合上、自發的に一時議事を休止することがある。之を休會といふ。衆議院が政府と意見を異にする場合に、政府に於て衆議院が國民の正しい輿論を十分に反映してゐないと認めるときは、政府はその解散を奏請することが出来る。解散は衆議院議員が、その任期満了前に、その資格を消滅せしめられることであるが、それは通例、新たな總選舉によつて院の構成を改め、國民の公論をこゝに反映せしめるために行はれる。

院の意思を決議して、之を表示することが出来る。

【参考】 解散後の議會 衆議院が解散せられた場合は、貴族院は停會を命ぜられる。

【参考】 協贊 これに單に議會が、法律案や豫算案の内容を慎重に審議して、之を議決するといふだけでなく、正しく民意を表明して意見を奉り、力を協せて天皇の御統

議會に於ける議事は、兩院共に三分の一以上の議員が出席して之を開き、また出席議員の過半数を以て可否を決する。議事は原則として公開せられる。

④ 帝國議會の權限 帝國議會は一般臣民の輿望を擔つて、大政を翼贊し奉る機關であるが、その主なる職責は立法と財政とに對する協贊と承諾とである。

(一) 立法に參與する權限 すべて法律の制定改廢に關する議案は、必ず議會の協贊を経なければならぬ。また議會閉會中に緊急勅令の御裁可を奏請したときは、政府は次の會期に之を提出して、議會の承諾を求めなければならぬ。

(二) 財政に參與する權限 國家の歳出歳入に關する豫算案は、毎年帝國議會の協贊を経なければならぬ。ま

治を御扶け申し上げることである。併し議會の協贊を経た事でも、それを御裁可あそばすか否かは、一に上御一人の御判斷による。

【事例】 緊急勅令 政府は第七十議會に、鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案を提出した。これは當時鐵價が際限なく暴騰して、その結果、鐵關係の事業に支障が起るばかりでなく、延いては他の一般物價を釣り

た政府が議會閉會中に、緊急の必要に基づいて、豫算外の支出をしたときは、必ず次の會期に、この支出に就いて、議會の承諾を求めなければならぬ。

●議員の特権と職責 兩院の議員は、正しい輿論を議會に反映し、協賛の重責を果さなければならぬ。この職責を全うするために、議員は種々の特権を受けてゐる。而してその主なものは、(一)議院内でなした發言及び表決に就いては、院外に於て責を負はないこと、(二)現行犯、内亂、外患に關する罪を除く外、會期中その院の許諾なくして、逮捕せられないことなどである。

かやうに兩院議員は、憲法上種々の特権を與へられてゐる。されば議員たる者は、人格と節操とを重んじ、正しい政治思想と豊かな經綸とをもつて、公論を明らかにし、

審議を盡くし、以て聖旨に應へ奉るべきである。

演習問題 帝國議會會期中の官報又は新聞などによつて、如何なる質問又は意見が議員から出てゐるかを調べ、それが議員の職責上必要なものであつたか否かを研究せよ。

第二節 議員の選舉

●議員の選舉 貴族院議員中には、選舉によらないものもあるが、併しその半数以上は選舉によつたものである。而して衆議院議員は、すべて全國民の中から公選せられたものである。全國民の中から議員を公選する制度には、選舉人たる資格を、納税額や教育程度などによつて、制限せんとする**制限選舉制**と、これ等の制限を設けないうで、一定年齢以上の國民に、その資格を認める**普通選舉制**と

上げ、國民生活を脅威する懼があつたため、價格統制の必要上から提案せられたのである。然るにこの法案の審議が未だ終らないうちに、議會は解散になつたが事情はいよゝ／＼切迫して、到底次の議會を待つことが出来なかつたので、政府はこの法律案にあるところを、緊急勅令として發布することにし、上奏御裁可を仰ぎ、之を公布するに至つた。

1 参考 我が選舉

法の沿革 明治二十二年公布の選舉法は、直接國稅十五圓以上を納める男子に選舉權を附與したが、同三十三年に、納税額を十圓に下げた。然るに大正八年の改正選舉

がある。我が國に於ては、國民の政治思想が、一般に幼稚であつた頃には、一定の直接國税を納める男子にのみ、選舉權が與へられてゐた。然るにその後、國民の教養の程度も高まり、政治思想も次第に進んで來たので、大正十四年に選舉法の大改正が行はれ、右の制限が撤廢せられ、我が國の選舉の意義を解し、政治的公論を理解するに足る年齢に達した男子には、普く選舉權が與へられることとなつた。

我が國今日の制度では、女子は直接選舉に與らない。併し直接選舉權を行使しないとしても、婦人が國政のため、に寄與し得る方面は多々ある。されば我等も立憲國民として、の教養を積んで、我が家を通して、國民參政の實が擧がるやうに協力すべきである。

法はこの納税額を三圓と改め、更に大正十四年に改正せられた現行選舉法は、この納税上の制限を全く取去つた。そのために舊制度に於て僅に三百三十萬人しかなかつた有権者数は、一躍千四百五十萬人に激増した。

2 事例 一定の犯罪人 一六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者 二一定の罪を犯し六年未滿の懲役に

●選舉權被選舉權

衆議院議員の選舉人となる資格を選舉權といふ。帝國臣民たる滿二十五歳以上の男子はすべて之をもつ。唯(一)禁治産者準禁治産者、(二)復權を得てゐない破産者、(三)貧困により公私の救助又は扶助を受ける者、(四)定まつた住居を有しない者、(五)一定の犯罪人などには、選舉權がない。また華族の戸主、現役軍人、戦時事變に際し召集中の陸海軍軍人なども、之をもたない。衆議院議員に選舉せられる資格を被選舉權といふ。この資格は帝國臣民たる滿三十歳以上の男子に與へられてゐる。唯(一)前項に列記した選舉權を有しない者、(二)選舉事務に係る官吏及び吏員にして、その關係區域内にある者、(三)在職の宮内官、判事、檢事、收税官吏、警察官吏及び歸化人などは之をもたない。

處せられ、その執行を終へ、又は執行を受けることなきに至つた後、一定の期間を経過しない者、三六年未滿の禁錮の刑に處せられ、又は前項以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、その執行中の者、又は執行を受けることなきに至るまでの者。

3 参考 選舉人名簿 選舉人が投票するには、選舉人名簿に登録せられて

選挙の方法

選挙は選挙区毎に行はれる。現行選挙法は、内地を百二十二の選挙区に分ち、各選挙区から三名乃至五名の議員を選挙せしめる。選挙は原則として投票によつて行はれるが、投票の方法は、市町村會議員の選挙の場合と同様である。

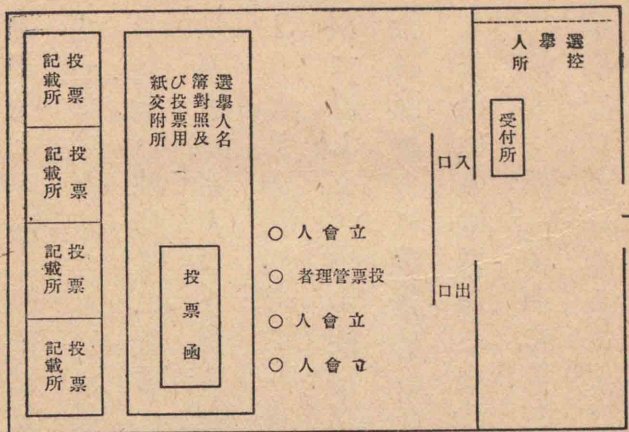
而して開票の結果法定数以上の得票者の中、最多数を得た者から順次にその選挙区に於ける議員の定員数だけが挙げられて、當選

あることが必要である。市町村長は、毎年九月十五日現在で、その市區町村に六箇月以上在住してゐる者を登録する。

4 事例 法定数

法定数とは選挙区内の議員の定数を以て、有効投票の総数を除して得た数の四分の一をいふ。今某選挙区に於ける議員定数を三人とし、有効投票の総数が六萬であつたとすると、この六萬

投票所様式



の選挙区に於ける議員の定員数だけが挙げられて、當選

者となる。尙この選挙に於ても、議員候補者届出制度が採られてゐる。

選挙に對する國民の責務

選挙は大政を翼賛すべき重責をもつ國家的人材を選出する、最も重大な公務である。されば選挙せられる者や選挙する者はいふまでもなく、直接選挙に關係しない者も、我が立憲治下に於ける選挙の精神をよく體して、選挙が公正に行はれ得るやうにしなければならぬ。この場合に於ても、家庭にある婦人の正しい識見が、選挙の公正を期する上に一つの力となることを深く悟るべきである。

演習問題

總選挙のあるときに選挙肅正といふことがいはれるが、それはどういふことであるか。また婦人はこの肅正に就いてどういふ態度を取るべきであるか。

票を三で割つて得た数は二萬票となり、その四分の一即ち五千票が、その選挙区に於ける法定数となる。

第七章 政府 樞密顧問

本書の要旨 國務大臣は一般國務に就いて、進んで意見を奏上して、天皇を輔弼し奉り、樞密顧問は、天皇の御下問に奉答する。さまざまの行政官廳は、天皇に隸屬して百般の政務を行ひ、國民利福の増進を圖る。我等も日常これ等官廳に協力し、分に應じて國政の運用に貢獻しなければならぬ。

第一節 國務大臣と樞密顧問

① **國務大臣の地位** 我が國は萬世一系の天皇の統治し給ふところであるが、併し天皇は百般の政務を悉く御一人で行はせ給ふのではない。憲法の規定に基づいて、

【参考】 特定任務
の輔弼機關 一宮内大臣は皇室の一切の事務に就いて、輔弼の責に任じ、二内大臣は天皇に常侍して、御璽、國璽の尙藏、内廷の文書事務を掌り、三參謀總長、軍令部總長は天皇に直隸し、帷幄の軍務に參畫し、國防用兵の事務を掌り、四軍事參議院は重要軍務の諮詢に應へ奉り、五元帥府は

それらの輔翼機關を通じて、施政に當らせられる。これ等の機關の中、一般の國務に重要な關係のあるものとしては、立法、司法の兩機關の外に**國務大臣と樞密顧問**がある。

② **國務大臣の輔弼** 國務大臣は一般の國務に關して天皇を輔弼し奉り、その責に任ずる憲法上の機關である。輔弼とは天皇が大政をみそなはせられるに當つて、大御心を拜し、御下問に奉答し、また進んで意見を奏上し、ひたすら誠を盡くして、天皇に仕へ奉ることである。されば若し御稜威に副ひ奉らぬやうな國務があれば、それは畢竟、國務大臣が輔弼の大任を全うしなかつた結果であつて、國務大臣は天皇に對し奉り、一切の責任を負はなければならぬ。この場合、國務大臣は大命を口實にして、輔

軍事上の最高顧問に任ずる。

【事例】 輔弼の責任
例へば國務大臣が議會で質問を受け、施政に關しての責任を問はれた場合に、その事に就いて、自ら之を知らないとか、命令によつて行つたとかいふことが出來ず、どこまでも自分の輔弼の任務から出た結果として、答辯しなければならぬ。實際に責任を糾問する

弼の責を免れることが出来ない。これ大臣責任制といはれるものであつて、我が立憲政治の一特色である。

③ 國務大臣の副署 國務大臣の輔弼は副署によつて明らかにならる。國務大臣は法律勅令その他國務に關する詔勅に、天皇の御名に副へて、その名を署する。これが副署である。之によつて、國務大臣の輔弼し奉つたことを、公に表明するとともに、また國務大臣自らの責任をも明らかにするのである。

④ 國務大臣と各省大臣 國務大臣は一般國務に關し、天皇を輔弼し奉る憲法上の機關であるが、また同時に各省大臣であることを例とする。各省大臣は官制によつて設けられた行政機關の長官として、その省の事務を處理するだけであつて、憲法上の輔弼機關としての國務大

の、議會の決議、上奏とか、世論の批判や論難などであるが、國務大臣は一切の施政に就いて、輔弼の責に任じ、施政よろしきを得ない場合には、天皇に謝し奉らなければならぬ。

③ 事例 副署 副署の例は、本書巻頭にある憲法發布の上諭に就いて見れば明らかであるが、法律勅令が公布せられる場合の上諭や、國務に關する詔

臣とは、その性質を異にしてゐる。我が國の官制では便宜上かやうに、性質の相異なる兩者を同一人が兼ね、國務大臣としては、天皇を輔弼し奉り、各省大臣としては、その省の所管する行政事務を統轄することになつてゐる。

⑤ 内閣 各國務大臣は制度の上に於ては、單獨で天皇を輔弼し奉ることが出来る。併しその輔弼の事項は國務の全般に亘り、極めて複雑であるから、各國務大臣の輔弼が區々とならないやう、全體としての統一調和を保つことが必要である。されば國務大臣は、重要な國務に就いて合議する機關を組織し、意見をまとめ、方針を一定して、以て天皇に仕へ奉る。この國務大臣の合議機關を内閣といひ、また之を政府ともいふ。

内閣總理大臣は内閣の首班として、聖旨を奉體して、輔

勅などを官報によつて見れば、その形式を明らかにすることが出来る。この副署は、國務大臣の責任を明らかにするものであるが、併し國務大臣は一般國務に就いて輔弼する責任をもつものであるから、たとひ副署がなくても、その責任を負ふべきものである。

④ 事例 國務大臣と各省大臣 農村の救済に關して、大藏大臣に答辯を求

弼の重責に當るとともに、國務大臣の間の聯絡統一を保
持する重責を負ふ。内閣に於ける協議即ち閣議は、多數
決によつて決定することなく、必ず全員一致の意見によ
つて進められる。されば内閣は、主義、政綱を同じうする
者によつて組織せられるのが常であつて、内閣總理大臣
が組閣の大命を拜受すれば、その奏請によつて、他の國務
大臣が任命せられる慣はしとなつてゐる。

●**樞密顧問** 樞密顧問は天皇に直屬し、重要な國務に
就いて天皇の御諮詢に應へ奉る憲法上の合議機關であ
る。これは一般國務に關しての天皇の最高顧問府であ
つて、その官署を**樞密院**といふ。樞密顧問は天皇の御諮
詢あらせられた場合にのみ、その事項を審議して、奉答す
るに止まり、國務大臣のやうに、自ら進んで、單獨に意見を

めた議員もあれば、
また陸軍大臣に對
支外交問題に就い
て質問した議員も
ある。併しこれ等
は當然のことであ
つて、各省大臣も、國
務大臣としては、農
村問題でも、外交問
題でも、當然關與す
べきはすである。

●**事例** **樞密顧問**
樞密顧問は明治二
十一年、皇室典範及
び帝國憲法の草案
を審議せしめるた
めに、始めて設けら
れたものであつて、

上奏して、天皇を輔弼し奉ることはない。隨つて樞密顧
問は、直接施政に關與しない。政治上の責任はすべて國
務大臣が之を負ふ。かく國務大臣の輔弼がある上に樞
密顧問を設けられたのは、つまり大權の發動を一層慎重
にし、御親政の上に萬遺漏のないやうにといふ御趣旨に
外ならない。

樞密院は議長、副議長各一人、顧問官二十四人より成る。
いづれも年齢四十歳以上の國家の元勳並びに練達の士
の中から親任せられる。また國務大臣は職權上顧問官
たる地位を有し、議席に列し、表決に加はる。樞密院の會
議は、天皇御親臨の下に開かれるのが常であつて、その議
決方法は出席者の多數決による。

その後引續いて、重
要な一般國務に關
する御諮詢に應へ
奉り、以て今日に及
んでゐる。而して
御諮詢に奉答した
意見に就いては、天
皇は國務大臣の輔
弼を俟つて、その採
否を決し給ふ。

●**練習問題**

甲大臣が輔弼し奉らんとするところと乙大臣のそ

れとが異つて、相容れない場合があつたならば、國務大臣としては、如何に進退を處すべきであらうか。

第二節 行政官廳

●行政權の本旨 一般國務に關する統治權の作用の中で、法を執行し、法の範圍内で國民幸福を圖るための作用を行政といふ。而してこの中に於ても、重要なものは、憲法上の大權事項として、天皇が國務大臣に輔弼せしめて、之を御親裁あそばされるが、その他の事項は種々の行政機關をして、之を行はしめられる。普通に行政といふ場合は、立法・司法及び憲法上の大權事項を除いた他の一切の行政作用を指す。

行政は國の政務中最も廣い範圍を占め、普通その内容

1 参考 行政の區分 一内務行政は、公共の安寧秩序を維持し、直接に國民幸福を圖ることを目的としてゐる。現在この種の行政は、内務・文部・農林・商工・逓信・鐵道・拓務・厚生、の八省が之を分掌してゐる。二外務行政は外務省の所管であり、三軍務

によつて、内務・外務・軍務・司法・財務の五つに大別せられる。我等が今日何の不安もなく幸福な生活を營むことの出来るのは、全くこの廣い範圍に亘つて周到な行政作用が行はれてゐるからである。この點だけから考へても、我等は國の恵をしみじみと感ずることが出来る。

●行政官廳 行政機關の中で、天皇に隸屬して行政事務の一部を擔任し、その範圍内で統治の意思を決定し、之を外部に表示する權限を與へられてゐる機關を、行政官廳といふ。各省大臣や府縣知事などは之に屬する。行政官廳は、その管轄區域から見て、中央行政官廳と地方行政官廳とに別けられる。前者はその權限が全國に及ぶものであり、後者はその權限が一地方だけに限られるものである。

行政は陸軍・海軍兩省の所管である。尙四司法行政は、司法省、五財務行政は、大藏省の所管となつてゐる。

2 参考 行政官廳と行政官署 文部大臣とか府縣知事とかいへば、それは行政官廳であるが、文部省とか、府縣廳とかいふときは、それを補助する多くの官吏が行政事務を執る所即ち官署のことである。兩者

(一) 中央行政官廳 一般行政を掌る中央行政官廳は、二つになる。(一)内閣總理大臣は各大臣の首班として、内閣の統一を保つことを主要な任務としてゐるが、他面にまた單獨制の行政官廳として、各省大臣の主管に屬しない行政事務を擔任し、閣令を發する。その所管に法制局・恩給局・賞勳局・統計局・印刷局・企畫院・興亞院・情報局などがある。(二)各省大臣は單獨制の官廳として、行政の一部を擔任し、その主管の事務に就いて、地方長官を指揮・監督し、また省令を發する。現在外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・逓信・鐵道・拓務・厚生の十三省に分れ、各大臣をその長官とし、政務次官・次官・參與官・局長・秘書官・書記官・事務官などの補助機關をもつてゐる。

(二) 特別中央行政官廳 特殊行政を掌る中央行政官廳

を混同してはならない。

3 参考 無任所大臣 國務大臣は各省の大臣を兼ね、それぞれ主管の政務をもつのが通例であるが、官制上では、行政事務を擔任しない國務大臣、即ち無任所大臣を置くことも出来る。

4 参考 會計検査院 これは國の財政の紊亂を防ぐとともに、一面國民の納稅義務に對して、

にも二種のものがある。(一)會計検査院は合議制の官廳であつて、天皇に直屬し、國務大臣に對して獨立の地位を有し、國庫の收支、國有財産及び國債に關する計算を検査確定して、國の會計を監督する。(二)行政裁判所も合議制の官廳であつて、天皇に直屬し、國務大臣及び司法裁判所に對して獨立の地位を有し、行政官廳のなした違法處分に對して、臣民の起した訴訟を裁判する。(三)地方行政官廳 内地に於ける地方行政官廳には、(一)北海道廳長官と、(二)府縣知事と、別に(三)東京府に於ける警視總監とがある。それ／＼内務大臣の指揮・監督の下にあるが、また各省の主管事務に就いては、各省大臣の指揮・監督を受け、その管轄區域内に於て、一般行政事務を掌り、廳令・府縣令を發する。尙北海道廳長官に限り、拓地植民

出納の責任を明らかにするために設けられた官廳である。

5 参考 行政裁判所 封建時代に於ては、爲政者の處分に、無理や不當なことがあつても、被治者は之に従はなければならなかつた。然るに今日の立憲政治の下に於ては、行政官廳が違法の處分をして臣民の權利を侵害した場合には、臣民からの訴を聽いて、臣民の

の事務を掌り、また警視總監は、特に東京府の警察、消防及び衛生の事務を掌る。

(四) 拓殖行政官廳 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州などは、内地と文化の程度や、風習を異にするから、これ等の外地には、それ／＼その地に於ける行政事務を掌る特別の行政機關が置かれ、政府はその大體を監督することとなつてゐる。(一) 朝鮮總督、(二) 滿洲國駐劄特命全權大使、(三) 臺灣總督、(四) 樺太廳長官、(五) 南洋廳長官は、この種の行政官廳である。

演習問題 官廳といへば、建物や役所のやうに考へられはしないか。府縣を例として、官廳と役所との關係を述べよ。

第三節 行政と國民の協力

權利・利益を保護する途が開いてある。行政裁判所は、かやうな訴を聽く裁判所である。この裁判所は通常裁判所とは全く別なものであつて、長官一人と評定官若干名とから成り、裁判は五人以上の評定官の合議によつて行はれる。

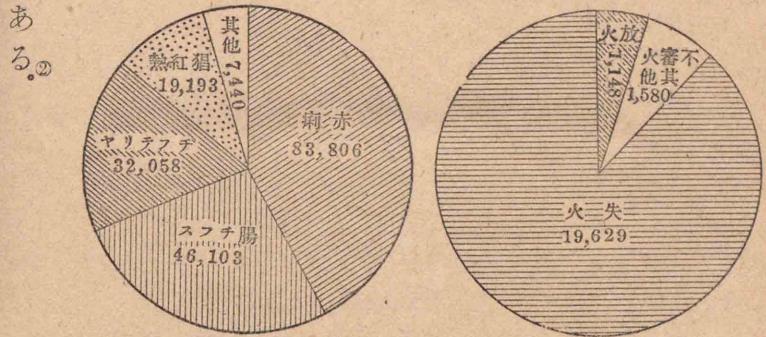
● 行政と國民の協力 行政はかく直接公の安寧秩序を保ち、國民の福利を増進するために、行はれるものであるから、直接國民の日常生活に關係するところが多い。併し何分にも政務の範圍が廣汎に亘つてゐるから、行政官廳の力のみでは、十分にその目的を達し難い場合もある。されば我等國民は、進んで行政官廳に協力し、ますます住みよい社會を建設するために、力を致さなければならぬ。而してこの協力は、内務、外務、軍務、財務などの各行政部門に於ても必要であるが、就中左の二方面に於ては、一層大切であり、またその實も擧げられ易い。

● 警察と國民 我等が日常、安全平和な生活を營み得るのは、我等の生命、財産を保護する警察の手が、我等の氣付かぬ方面にまで、よく行届いてゐるからである。され

事例 國民協力の方面 國民の協力は、すべての行政の上に必要なである。國民は、一内務行政に於ては、公共の安全、教育の普及、産業の振興などのために、官廳の仕事に協力すべく、二外務行政に於ては、常に國交の助けとなるやうに努むべく、三軍務行政に對しては、一致協力して國防に心を用ひ、また銃後の守りを固くするやうに力を致すべく、四司法行政に

ば我等國民は、警察官の尊い勞苦に對して、心からの感謝

火災件數と傳染病患者數 (昭和二十年)



を捧げるのみならず、更に進んで警察と協力して、治安の維持に當らなければならぬ。特に震災・風水害・海嘯など不慮の天災や、火災・交通事故・傳染病などの災害に際しては、警察の力ばかりに頼ることなく、互に公に力を協せて、これ等の災害を防止することや、その善後處置に對して全幅の努力を拂ふべきである。

於ては、相戒めて犯罪の豫防に力を盡くすべく、**五財務行政**に於ては、納税を滞らせないやうに心を致すべく、國民として國家の行政に協力すべき方面は頗る廣い。

2 事例 災害防止と國民 災害の中、被害の最も大きいのは火害で、次が水害、潮害、暴風雨被害などである。我等は常に細心の注意を拂つて、災害を未然に防ぎ、また不幸

福利増進と國民 行政官廳に於ても、國民の福利を

増進するために、さまざまの施設をなしてゐるが、かういふ方面には、是非とも誠意をこめた國民の奉仕と、協力とが必要である。この世を住みよいものにするために、生活に苦しむ者に温い手をさし伸べたり、教育やその他の文化事業を助けたり、風俗の改良に意を用ひたり、衛生設備を一層改善したり、産業の改良・進歩を圖つたりするなど、我等のなすべき福利増進の方法はいくらでもある。かくして我等が、それらの力に應じて行政に協力し、國のために盡くすことは、國民としての尊い務であるとともに、また我等の大きな喜でもある。

諸子 諸子は今日までに何か國の行政に協力したと思ふやうなことがあるであらう。今その二三を擧げてみよ。

にして災害の起つた際は、速に隣人と共に當局を援助し、被害を擴大せしめないやうにすべきである。大正十二年の關東大震災の際には、全國民が協力して、涙ぐましい活動を續け、當局を扶けて災害の復興に盡くした。

第八章 裁判所

本章の要旨 裁判所は、天皇の名に於て、法律により、裁判を行ふ憲法上の機關であつて、國法を擁護し、之を紊す者に對して、一定の手續によつて、制裁を加へる任務をもつてゐる。この重大な使命をもつてゐる司法に協力するとは、正義を尙ぶ我等の責務である。

第一節 裁判

●**司法權の本旨** 我等國民が國法の精神をよく了解し、すべて法の命ずるところに従つて行動するならば、國の秩序はよく維持せられ、國民生活の安寧は、十分保たれるはずである。併し實際世間には遺憾ながら或は無智

【参考】 裁判所に就いての研究 我等は、悪いことさへしなければ裁判所とは一切關係がないと考へてはならない。自分は常に争の渦中などには入らないやうにしてゐても、我等の周囲には常に不道理なことや、亂暴なことが起る。随つて何時事の正邪を裁判所の審判に俟たなければならぬ

や私欲や破廉恥などのために、或は又國家的觀念の乏しいために、ときに國法を犯し、不正を行ふ者が跡を斷たない。かくの如きは、正義を重んずる我が國に於ては、許されないことである。されば公の秩序を維持し、良民の生活を保護するためには、已むを得ず法を紊す者をば國法に照らして裁斷し、その正邪、曲直を明らかにし、以て之に制裁を加へることが必要となる。かやうに國法を擁護し、之に背く者を制裁する統治權の作用を**司法權**といふ。司法權は本來天皇の掌握し給ふところであるが、天皇はその名に於て、裁判所をして之を行はしめられる。

●**司法權の獨立** 司法裁判所は民事・刑事の裁判を行ふ。これ等の裁判は、國民の權利・義務と密接な關係をもつてゐる。されば裁判所が他の不當な勢力によつて不

やうになるかも知れない。且つ又我等國民は、國法を護り、正義を確立するために、許された範圍で、國の司法事務を輔け、破邪顯正に協力すべき責務をもつてゐる。それ故、我等は裁判所のことには就いても、常に相當の理解をもつて居らなければならぬ。

【事例】 大津事件
明治二十四年五月十一日滋賀縣巡查津田三藏は、當時我

公平な處置をするやうなことがあるならば、正義は到底護られ難い。それ故に帝國憲法は、裁判の嚴正、公平を保つために、立法及び行政機關とは別に、司法機關を置き、之に獨立の地位を與へてゐる。即ち、(一)裁判官は憲法の規定に基づき、法律の命ずるところに従つて、國法の解釋や適用に當るが、裁判に於ては絶対に帝國議會や行政官廳の指揮、干渉を受けない。また(二)裁判官は必ず法律に定められた一定の資格のある者から任用せられ、刑の宣告又は懲戒處分による場合の外、その職を免ぜられることがない。尙裁判所はその公正を保つために、之を公開して公衆の傍聽を許してゐる。

◎司法裁判所 司法裁判所は天皇の名に於て、法律により、司法權を行ふ憲法上の機關である。司法裁判所に

が國に御來遊中の露國皇太子を大津で要撃して、頭部に創傷を負はせた。この報一度傳はるや、國を舉げて震駭し、政府は三藏を極刑に處するのぞなれば、露國に對して陳謝の道なきものとして、之を裁判官に迫つた。然るに當時の刑法に於ては、三藏の罪は重くとも、無期徒刑以上に該當するものではなかつた。それ故に當時の裁判官は毅然としてか

は、通常裁判所と特別裁判所とがある。前者は、一般の民事、刑事の裁判を行ひ、後者は、拓殖地の裁判所や、陸海軍の軍法會議などのやうな特別の民事、刑事の裁判を行ふ。

通常裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院及び大審院の四階級に分たれてゐる。區裁判所では一人の判事が單獨に裁判を行ひ、地方裁判所、控訴院、大審院では、數人の判事が合議して裁判を行ふ。

尙裁判所は正しく國法を護り、法の解釋を一定し、その適用を慎重にするために、三級の審判制度を設けてゐる。即ち輕微な事件に就いては、區裁判所が第一審、地方裁判所が第二審、大審院が終審裁判所となる。その他の事件に就いては、主として地方裁判所が第一審、控訴院が第二審、大審院が終審裁判所となる。されば第一審又は第二

かる外部の威壓に屈せず、地位を賭して行政官の干渉を排し、三藏の行爲を謀殺未遂として、無期徒刑に處し、以て我が憲法史上に汚點を残すことを免れしめた。

3 事例 裁判所の配置 一區裁判所は樺太に二箇所、北海道、府縣内に各數箇所、總數二百八十箇所、二地方裁判所は北海道に四箇所、樺太並びに府縣に各一箇所、總數五

審の判決に不服のある者は、更に上級裁判所に上訴することが出来る。この場合第一審より第二審を請求する手續を控訴といひ、第二審より第三審を請求する手續を上告といふ。而して、終審の判決に對しては、絶対に服従しなればならない。

裁判所には裁判官たる判事の外、記録會計の事務に従ふ裁判所書記があり、また區裁判所には、文書の送達や、裁判の執行を掌る執達吏がある。尙裁判所に附屬し、裁判上に必要な職務を行ふ者に辯護士と公證人とがある。辯護士は民事裁判では、訴訟當事者の委託を受けて、その主張を援け、刑事裁判では、被告人の依頼又は官命によつて、被告人の利益を擁護する。公證人は公衆の委託を受けて、民事に關する公正證書を作る。

十二箇所、三控訴院は全國に七箇所、四大審院は東京に一箇所設けられてゐる。

4事例 民事裁判

の例 甲は乙から金を借りたが、約束の期限が來ても返済しないし、且つ全然返済の誠意を見せない。そこで、乙は甲を相手取つて裁判所に訴訟を提起した。裁判所は雙方の言分を聴いた上、原告乙の主張が正しいと認め、判

4 検事局 検事局は検事が檢察の事務を掌る官署であつて、各司法裁判所に併置せられてゐる。検事は公益を代表し、刑事事件に就いては、司法警察官を指揮して犯罪の證據を調べ、犯人を捜査し、公訴を提起して、法律の正當な適用を請求し、また判決が適當に執行せられるか否かを監視する任務をもつ。尙検事は民事事件に就いても、公益に關係のある場合は、訴訟に關與し、意見を述べることが出来る。

されば検事は裁判官ではなく、裁判所に對しては獨立の地位に立ち、その職務に就いては、司法大臣の指揮監督を受ける行政官吏である。

5 民事訴訟 民事訴訟とは、民法や、商法などの私法上の關係に就いて、争のある場合に、之を裁判する手續であ

決を言渡し、被告甲に借金を返済すべきことを命じた。然るに、甲は一箇月以内に上訴をしなければならぬから、裁判は確定したが、依然乙に對して右の判決を實行しない。そこで、裁判所は乙の申立により、執達吏をして甲の財産を差押へしめ、之を競賣に附して、その得た金を乙に與へ、ここに事件は全く解決した。

5事例 金庫破事

つて、その目的とするところは私権の保護にある。この場合、(一)原告が先づ訴状を裁判所に提出すると、裁判所は被告に之を通達する。(二)裁判所は日を定めて原告被告を呼出し、證據物を提出させ、口頭辯論を行はしめる。ついで(三)定日に公判を開き、口頭辯論、證據調の結果に基づいて、判事が判決を言渡す。この判決に不服の者は、一定の期間内に上訴することが出来る。而して(四)その期間内に上訴しなければ、裁判はこゝに確定する。若しも(五)敗訴の言渡を受けた者が判決の内容を實行しないときは、申立により裁判所は執達吏に命じて、差押、競賣などの強制執行を行ふことが出来る。^④

● 刑事訴訟 刑事訴訟とは國の安寧秩序を犯した者を捜査、審理して、之に刑罰を科する手續である。この場

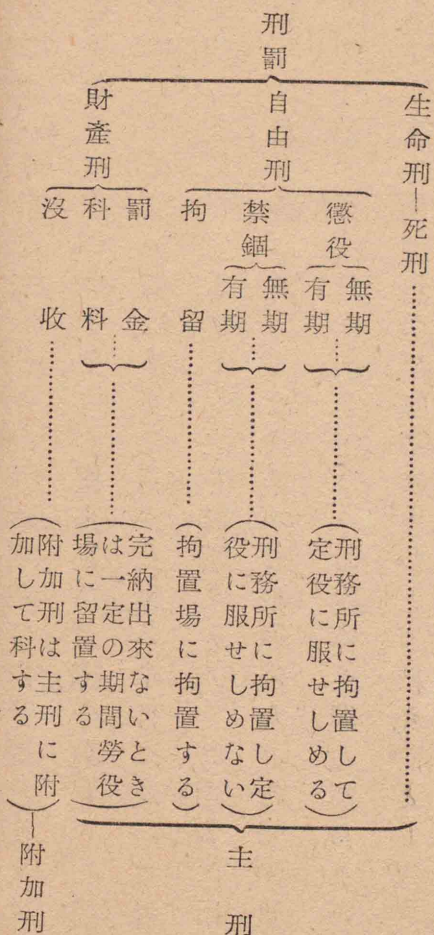
合には、(一)検事は被害者の告訴、第三者の告發、現行犯又は自首などに基づいて、犯人の捜査及び證據の蒐集を行ひ、重い事件に就いては豫審を請求し、軽い事件に就いては直ちに公判を請求する。之を起訴といふ。(二)豫審に附せられた事件に就いては、豫審判事が被告人の訊問、證據材料の蒐集及び證據調を行ひ、その事件が罪とならないか、又は被告人に犯罪の嫌疑がないときは免訴とし、罪の嫌疑のあるときは之を公判に附する。豫審は一般に公判しない。(三)公判では判事、検事、裁判所書記、被告人、辯護人等が出廷の上、先づ検事が事件の要旨を述べ、次に判事が被告人を訊問し、證據を調べた後、検事が犯罪事實及び法律の適用に就いて論告をなし、被告人又は辯護人が之に對して意見を述べる。(四)判事はその結果に基づいて

件 某日、東京某銀行の金庫を破り、數萬圓を窃取遁走した者があつた。東京刑事地方裁判所検事は現場に出張、宿直員の供述を聴取し、遺留した物を調べ、極力捜査に當り、遂に被疑者某を逮捕した。而して某の自白により、被害金圓をその住宅内より押收し、こゝに捜査を終了し、検事は豫審を請求した。豫審判事は取調の結果、犯罪の嫌疑十分なりと認め

公判に附した。公判に於て、裁判長は慎重な審議を重ね、證據調、證人訊問を終へて、辯論に移つた。検事は犯罪事實を述べ、公安上重刑に處すべきことを主張し、刑法第二百三十五條を適用し、五年の懲役を要求した。ついで辯護人は、犯人の家庭の事情並びに犯罪の動機を述べ、情狀を酌量して二年の懲役を希望した。ついで裁判長は判決を下し、懲役三年

判決を下し、有罪又は無罪を言渡す。その判決に不服があれば、被告人はいふまでもなく、検事も上訴することが出来る。かくして(五)有罪の判決が確定すれば、検事の指揮によつて、こゝに刑が執行せられる。

④ 刑罰 刑罰には、主刑として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料があり、附加刑として没収がある。



に處する旨を宣告した。被告人はこの判決を不服として、東京控訴院に上訴したが控訴院も原判決を相當と認め、懲役三年の判決をした。そこで被告も上告の意思を抛棄したので、有罪の判決が確定し、被告は検事の指揮により某刑務所に下獄した。

6 参考 改過遷善

昔の牢獄は、衛生設備も悪く、唯犯人に威嚇と苦痛とを與

昔刑罰は犯罪に對する報復手段であると考へられてゐたが、今日の刑罰は公の安寧を保つとともに、犯人を改過遷善させることに重きを置いてゐる。それ故に、刑の執行も昔に較べて餘程その趣を異にするに至つた。その一つに**刑の執行猶豫**がある。これは比較的軽い刑罰に該當する罪を犯した者に對し、犯人の改心の情狀如何によつて、一定の期間、刑の執行を猶豫し、この期間中に再び罪を犯さないならば、先の刑の言渡は、その效力を失ふことになる制度である。また**假出獄**といつて、刑の執行中に於て、特に改悛の情の著しい者を、一定の期間を経過した後に、假に出獄せしめることも行はれてゐる。

演習問題 民事訴訟と刑事訴訟との手續を比較して、兩者の異つてゐる點を明らかにせよ。

へるのみのものであつた。然るに現代の刑務所に於ては、衛生設備や榮養に缺けるところがないのみでなく、教養の低い者に對しては、教育が施され、また犯人の技能に應じて、それ／＼職業が授けられ、尙又犯人の改心の情狀如何によつて、服装なども平服に近いものが與へられ、専ら彼等を良民化することに重きが置かれてゐる。

第二節 司法と國民の協力

● **司法と國民** 今日の裁判は、民事であれ、刑事であれ、唯裁判官と原告被告並びに辯護士との間のみで行はれるのではなく、國民の協力を必要とすることが多い。即ち國民はときに證人として法廷に立つことを要求せられ、また陪審員として裁判の要務に參與することを命ぜられることがある。その他犯罪の告發、現行犯人の逮捕、犯罪防止調停などの方面にも協力を求められることが少なくない。かやうな場合には、我等は誠意をもつて、國民として責を果さなければならぬ。司法の正しい我が國の民たることは、我等の喜であるが、この喜を感ずる我等は司法權の行使を輔翼して、之を圓滑公正ならしめる

【事例】 證人の義務 一 證人として呼出されたならば、必ず出頭すべく、若し正當の理由なくして出頭しないときは、五拾圓以下の過料に處せられ、又は拘引せられることがある。二 證人は上記文言の通りの宣誓書を朗讀し、且つ之に署名し、隨つて三その訊問事項に就いて、正直に陳述すべき義務を

べき責務を負うてゐる。

● **證人義務** 裁判所に於ける證據調に當つては、裁判の重要な資料にするために、證人の訊問が行はれる。我等が證人として裁判所の呼出状を受けたときには、必ず指定の日時に出頭し、裁判長の命によつて訊問前に訊問せられるべき事項に就いて、良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事モ黙秘セズ、又何事ヲモ附加セザル旨を嚴肅に宣誓し、自ら正義の擁護者として、嘗て見聞したまゝの記憶を正直に陳述して、裁判所の判断を助け、裁判が正直且つ迅速に行はれるやうに協力しなければならぬ。

● **調停** 私人の間に争の起つた場合に正式の裁判によらないで、當事者雙方の間の調停によつて、穩便に之を解決することが出来るならば、それに越したことはない。

負うてゐる。

【2 参考】 陪審に附することの出來ない犯罪 刑事事件であつても、大逆罪、内亂罪、外患罪、騷擾罪及び選舉に關する犯罪などは、罪の性質上、陪審に附することが出來ない。

【3 事例】 少年保護 少年教護院に入院を乞ふ者の中には、盜癖のある者が多いといふことである。盜癖は一抑制力が乏しく欲求を

されば近年、借地借家調停法、小作調停法、商事調停法、金銭債務臨時調停法、人事調停法などの調停制度が制定せられて、多くの事件が平和の裡に、極く簡単に處理せられるやうになつた。これ等に就いて争が起つた場合に、當事者が裁判所に調停の申立をすれば、裁判所は多くは調停委員會を開き、當事者雙方の主張を聽いて實情に適するやうに、それ／＼調停を試みる仕組となつてゐる。

④ 陪審 陪審制度は裁判を一層慎重公平にして、國民の信頼を厚くさせる目的の下に、専門の裁判官の外に、更に一般國民を裁判の要務に參與せしめる制度である。陪審に附することの出来る事件は、地方裁判所を第一審とする刑事事件に限られる。

⑤ 司法保護

犯罪は之を未然に防ぐべきであるが、そ

のために必要なのは、司法保護事業である。而して我が國の司法保護事業には、少年保護事業と、釋放者保護事業との二種がある。少年保護事業は、性行の不良な少年に對して、改過遷善の方法を講じて、之を保護、善導し、犯罪を未然に防止することを目的としてゐる。

釋放者保護事業は、刑務所から釋放せられた者を保護して、彼等が再び罪を犯さないやうに、之を指導する事業である。これ等の人々を濫情をもつて善導することは、彼等を更生せしめるとともに、世の中を明朗にすることもなる。随つて司法保護事業に對しては、畏くも御内帑の下賜があり、またこの事業を營む保護團體も多い。

演習問題 證人の供述が事實の真相を明らかにする上に如何に重大であるかを、實例に就いて研究せよ。

のまゝに衝動行爲をなす者、二變質にして蒐集癖があると思はれる者、三利己的であつて物慾強く、他人の迷惑を思はない者などにあり易い。かやうな少年、少女に對しては、公の施設による保護、矯正も加へられるのであるが、併し人の母となる者は、多少でもかやうな徴候があることを認め、た場合には、善良な遊戯や作業の指導などによつて、興味、轉換を圖り、

また蒐集癖のある者などに對しては、標本の採集などによつて、趣味を轉換させ、嚴に走らす、寛に過ぎないやう、よく専門家にも相談して、家のため、國のために善導すべきである。

第九章 國政の運用と我等の責務

本章の要旨 國運の消長は、國政の運用がよろしきを得て居るか否かによるところが多い。而して國政運用の良否は、國民が赤誠を以て大政を翼賛してあるか否かによる。我等は、相共に和衷協同して、臣民たるの任務を全うし、以て皇國永遠の發展に力を致すべきである。

第一節 國運の隆昌と政治

●我が國の政治の進歩 我が國政治の大本は、肇國以來かはることのない天皇の御親政である。國史の示すところによれば、古代の政治組織は、氏族制度の上に立つてゐた。即ち各氏族の氏上うぢのかみは、氏人うぢのひとを率ゐ、その世襲の官

【参考】 上巻の總括 我等は、過去一箇年に於て、大君を中心と仰ぐ萬古不易の國體を讚美し、生をこの國土に享けた歡びを會得した。かくして、この國體を中心として營まれる我が國民生活の生立ちと、その組み立てとを、明らかにすることが出来た。されば、これから下巻に入つて國民生活の内容

職を以て、朝廷に仕へ奉つた。併し年の經つとともに、氏族制度の弊害が次第に多く現れ、こゝに強固な中央集權を確立する必要が起り、遂に大化の改新となつた。その後、主として藤原一族が大政扶翼の任に當つたが、幕府が開かれるに至つて、武家政治が始まり、以來明治維新に至るまで約七百年間、政治上の責任は武家の負ふところとなつた。併しかやうに大政を翼賛し奉る主たる責任者はとき／＼、交替したが、帝國統治の大權は、常に天皇が之を掌握し給ひ、將軍は唯天皇の御名によつて、政權を行ふに過ぎなかつた。

慶應三年に徳川慶喜が政權を奉還するに及んで、明治天皇は肇國の大精神に基づいて、大政復古の大號令を發せられ、世界の大勢を觀破せられて、維新の根本方針を定

即ち國民經濟や、國民文化や、國防、國交などの研究に入り、以て我が國運の隆盛を圖るための基礎を築かうとする。そこで、今上巻を終るに臨み、特に本章に於て、一面では上巻の總括として、他面では、下巻に入る準備として、既に學んだ國政の全般に亘つて反省して見る必要がある。

【事例】 版籍奉還 明治二年正月、薩長、土肥の四藩主連署

め給うた。ついで明治二年、諸藩主の版籍奉還によつて、中央集権は名實共に確立し、爾來開國進取の方針の下に、百般の制度も次第に革められた。即ち國家統治の大本たる國憲は制定せられ、國民の福祉を増進すべき諸施設は充實し、皇國の基礎はいよゝゝ鞏固になるとともに、その國際的地位はますます高まつて來た。

●我が國運の隆昌 我が國運がかやうに隆昌になつたのは、全く天皇の御稜威の下に、全國民がその活動の源泉を一つにし、互に和衷協同して、大政翼贊の誠を致して來たからである。明治天皇が庶政一新の基を定め給ふや、爲政者は唯ひとすぢに國運の伸張を目ざして、全國民を指導して來た。その間に於て種々の困難があつたにも拘らず、官民互に協力して、よくこれ等を克服し、その結

して書を朝廷に上り、版籍を奉還したいと願ひ出で、他の諸藩主もわれ後れじと之にならつた。かくして天下の土地、人民は皆朝廷に歸し、政令はすべて一途に出ることになつた。

3 参考 公民教育

の徹底 立憲政治は、公民教育の基礎が成つて、始めて鞏固に、且つ適正に行はれ得る。若しも國民の政治道徳が低級であれば幼稚

果、我が國力は旭日昇天の勢を以て發展した。されば我等も亦我等の父祖の精神を體し、我が大君の御民として、國民の責務を自覺し、ますます我が國勢の伸張に努めなければならぬ。

女子として、國運の隆昌に貢獻するためには、どういふ道を歩むのが本當か。

第二節 遵法と奉公

●遵法と奉公 國政の發達に協力し、國運の伸張を圖るためには、我等は先づ法令を尊重し、之を遵守しなければならぬ。我が國には、帝國憲法を始め、多くの法律・命令がある。これ等の法令によつて、國家組織の大本は明らかにせられ、國民生活の規準は示され、生命・財産の安全

にして低級な政治しか行はれないし、また國民に國家の内外の情勢に對する正しい認識がないならば、到底時勢に適切な政治も行はれない。

1 事例 ソクラテスの遵法

ソクラテスは、冤罪によつて牢獄に囚はれ、遂に死刑の宣告を受けた。この時弟子のクリトーンは獄

は保障せられてゐる。されば法令を尊重し、之を遵守することは、臣民としての當然の責務であり、我等がこの責務を果すことによつて、國家の秩序はよく保たれ、國力はいよゝゝ強まり、國民の福祉はますゝ進められる。

特に我が國の法令は、すべて肇國の大精神に基づいて、欽定せられた帝國憲法を基礎として成立し、いづれも祖宗の御遺訓を紹述し、全國民の幸福を増進し給はんとする大御心から出たものである。随つて萬法は皆天皇の御稜威に發し、君國のために盡くすべき道として、我等に示されたものに外ならない。されば我等が法令に違ふは、眞に忠良なる臣民として生きる所以であり、また實に皇國の發展に貢獻する途である。

而して眞に法に違ふとは、唯法を犯さないとか、また制

裁を恐れて之を守るとかいふだけに止まるのではない。我等は法の精神をよく理解し、至誠を以て國憲を重んじ、國法に違ひ、どこまでも正しく法を擁護すべきである。

●皇運の扶翼 我等は光榮あるこの國土に生まれ、英明なる今上陛下の公民おほみかみである。されば我等は世界に冠絶するこの國體の精華を發揚し、善美なる國史の成迹を顯彰して、我が帝國を無窮に發展せしめるべき任務を負うてゐる。今日我が國は既に目覺ましい進歩を示してゐるとはいへ、内治、外交、經濟、社會、文化の各方面に於て、今後ますます改善、充實を圖らなければならぬ。幾多の重要な問題が存してゐる。このことを思ふとき、我等は單に法に違ひ、法を擁護するだけでなく、更に進んで法の本源たる大御心に歸一し奉り、いよゝゝ奉公の誠を盡くさ

中へ面會に赴き、師が罪もないのに死に就かねばならぬ理由はない」と主張し、即刻脱獄するやうにと頻りに勧めた。然るにソクラテスは、自分は今まで國のために正しい道を履んで来たから、今になつてそれを破ることは出来ぬ。國法に背いて生きるよりも、寧ろ國法を守つて死に就かう」といつて動かなかつた。この精神こそ、實に遵法の極致と

して廣く世にたへられてゐる。

●参考 奉公の道 學校の生徒は未だ一人前の人として立つてゐるのではない。随つて一人前の人となつてゐる國民が守るべき奉公の道に就いては、卒業後の問題である。考へる者があつても知れない。併しかやうな考へは、生徒が生徒として歩むべき道を正しく歩むことが、奉公の第

なければならぬことを痛感する。

奉公は忠君愛國の至誠の發現である。法に遵ふは勿論、法に規定してないことに就いても、それ／＼の身分職業に應じて、皇國民たる本分を盡くすことが、奉公の道である。身を修め、家を齊へるにしても、私に囚はれて公を忘れるやうなことなく、常に君國に奉仕する覺悟をもつてこそ、御民吾として強く生きることが出来るのである。

養徳問題 ソクラテスの遵法の實例に就いて、そのどこが千古の美談として稱へられてゐるのであるかを研究せよ。

…終…

一歩である。文を修め、技を練り、智能を啓發し、徳器を成就することが我等の奉公の道である。また心から校規、校則を守ることも奉公の道である。尙又學校の内外を問はず出来るだけ相互の生活に役立つやうに事物を整理し、物資を愛護することなども、我等の任務である。

附録 關係法規條文 上巻

目次

民法(第二章關係)……………一

町村制及市制(第三章關係)……………七

府縣制(第三章關係)……………一

大日本帝國憲法(第四、五、六、七、八章關係)……………一四

皇室典範(第四、五章關係)……………一九

貴族院令(第六章關係)……………二一

衆議院議員選舉法(第六章關係)……………二二

……………目次終……………

民法

第七百二十五條 左ニ掲ケタル者ハ之ヲ親族トス

一 六親等内ノ血族

二 配偶者

三 三親等内ノ姻族

第七百二十六條 親等ハ親族間ノ世數ヲ算シテ之ヲ定ム

傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ遡リ其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世數ニ依ル

第七百三十二條 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス(以下略)

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル

父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス

第七百四十三條 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ他家ヲ相續シ分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタル本家分家同家其他親族ノ家ヲ再興スルコトヲ得但未成年者ハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

家族カ分家ヲ爲ス場合ニ於テハ戸主ノ同意ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ直系卑屬カ滿十五年以上ナルトキハ其ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百四十四條 法定ノ推定家督相續人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相續ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ第七百五十條第二項ノ適用ヲ妨ケス

第七百四十六條 戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス

第七百四十七條 戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ

第七百四十八條 家族カ自己ノ名ニ於テ得タル財產ハ其特有財產トス

戸主又ハ家族ノ執レニ屬スルカ分明ナラサル財產ハ戸主ノ財產ト推定ス

第七百四十九條 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス

家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ

扶養ノ義務ヲ免ル(以下略)

第七百五十條 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
家族カ前項ノ定ニ違反シテ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲シタルトキハ戸主ハ其婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ離籍ヲ爲シ又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得(以下略)

第七百五十二條 戸主ハ左ニ掲ケタル條件ヲ具備スルニ非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス
一 滿六十一年以上ナルコト
二 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト

第七百五十四條 戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ爲スコトヲ得(以下略)

第七百五十五條 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ爲スコトヲ得(以下略)

第七百六十五條 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在

第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
二 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ
三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
四 配偶者カ偽造賄賂猥褻竊盜強盜詐欺取財(中略)ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
六 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
八 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタル

ラス

第七百七十條 直系姻族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス(以下略)

第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス(以下略)

第七百七十五條 婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス
前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七百七十八條 婚姻ハ左ノ場合ニ限り無効トス
一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ヲ爲ス意思ナキトキ
二 當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲ササルトキ(以下略)

第七百九十條 夫婦ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ

第八百八條 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得

トキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ
第八百三十七條 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得
第八百三十八條 尊屬又ハ年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得ス
第八百六十條 養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得ス
第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス
父カ知レサルトキ死亡シタルトキ家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ
第八百七十九條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ
第八百八十條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母カ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要ス(以下略)

第八百八十一條 未成年ノ子カ兵役ヲ出願ス

附錄 關係法規條文 民法

ルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第八百八十二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍内ニ於テ自ら其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得

子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六箇月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八百八十三條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得ス(以下略)

第八百八十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又其財産ニ關スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表ス(以下略)

第八百九十六條 父又ハ母カ親權ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其親權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第八百九十七條 親權ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失當ニ因リテ其子ノ財産ヲ危クシタルト

キハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得(下略)

第九百五十四條 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ
夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ

第九百六十四條 家督相續ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス
一 戸主ノ死亡隱居又ハ國籍喪失
二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ
三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚

第九百七十條 被相續人ノ家族タル直系尊屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル
一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス
四 親等ノ同シキ嫡出子庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ

示スルコト能ハサルトキハ母父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス
第一 配偶者但家女ナルトキ
第二 兄弟
第三 姉妹
第四 第一號ニ該當セサル配偶者
第五 兄弟姉妹ノ直系尊屬

之ヲ私生子ヨリ先ニス

第九百七十五條 法定ノ推定家督相續人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相續人ハ其推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
三 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
四 浪費者トシテ準禁治產ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト(以下略)

第九百七十九條 法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ(以下略)

第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表

示スルコト能ハサルトキハ母父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス
第一 配偶者但家女ナルトキ
第二 兄弟
第三 姉妹
第四 第一號ニ該當セサル配偶者
第五 兄弟姉妹ノ直系尊屬

第九百八十五條 前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族家族分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス
前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス
親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項

ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

第九百八十六條 家督相續人ハ相續開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但前戸主ノ一身ニ專屬セルモノハ此限ニ在ラス

第九百八十七條 系譜祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相續ノ特權ニ屬ス

第九百九十二條 遺產相續ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス

第九百九十四條 被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺產相續人ト爲ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺產相續ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系尊屬

第三 戸主

前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十四條

ノ規定ヲ準用ス

第一千條 遺產相續人ハ相續開始ノ時ヨリ被相續人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相續人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス

第一千二條 遺產相續人數人アルトキハ相續財產ハ其共有ニ屬ス

第一千四條 同順位ノ相續人數人アルトキハ其各自ノ相續分ハ相均シキモノトス(以下略)

第一千七條 相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始アルタリコトヲ知リタル時ヨリ三箇月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ要ス(以下略)

第二十條 法定家督相續人ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得ス但第九百八十四條ニ掲ケタル者ハ此限ニ在ラス

第二十三條 相續人カ單純承認ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十五條 相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノ被相續人ノ債務及ヒ遺贈ヲ辨濟スヘキコトヲ留保シテ承認ヲ爲スコトヲ得

第一千三十八條 相續ノ拋棄ヲ爲サント欲スル者ハ其旨ヲ裁判所ニ申述スルコトヲ要ス

第一千六十條 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一千六十一條 滿十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得

第一千六十七條 遺言ハ自筆證書公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス但特別方式ニ依ルコトヲ許ス場合ハ此限ニ在ラス

第一千六十八條 自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス

自筆證書中ノ挿入削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其効ナシ

第一千三十條 法定家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク
此他ノ家督相續人ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク

第一千三十一條 遺產相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク

遺產相續人タル配偶者又ハ直系尊屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク

◇町村制及市制(條文の等しいものは)市制を括弧内に入る

第六條第八條 町村市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村市住民トス

町村市住民ハ本法ニ從ヒ町村市ノ財産及營業物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第七條第九條 帝國臣民タル年齡二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來町村市住民タル者ハ其ノ町村市公民トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四 一定ノ住居ヲ有セサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六 刑法第二編第一章第三章……(中略)……
 ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者(下略)

第八條第十條 町村〔市〕公民ハ町村〔市〕ノ選舉ニ參與シ町村〔市〕ノ名譽職ニ選舉セララル權利ヲ有シ町村〔市〕ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ(以下略)

第十一條 町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス
 議員ノ定數左ノ如シ

- 一 (削除)
- 二 人口五千未滿ノ町村 十二人
- 三 人口五千以上一萬未滿ノ町村 十八人
- 四 人口一萬以上二萬未滿ノ町村

五 人口二萬以上ノ町村 二十四人
 議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得(以下略)

〔市制第十三條〕市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス
 議員ノ定數左ノ如シ

- 一 人口五萬未滿ノ市 三十人
- 二 人口五萬以上十五萬未滿ノ市 三十六人
- 三 人口十五萬以上二十萬未滿ノ市 四十人
- 四 人口二十萬以上三十萬未滿ノ市 四十四人
- 五 人口三十萬以上ノ市 四十八人

人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬人加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得(以下略)

第十五條第十八條 選舉權ヲ有スル町村〔市〕公民ハ被選舉權ヲ有ス

在職ノ檢察警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス選舉事務ニ關係アル官吏及町村〔市〕ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

町村〔市〕ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ町村〔市〕ノ町村〔市〕會議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十六條第十九條 町村〔市〕會議員ハ名譽職トス
 議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス(以下略)

第十八條第二十一條 町村〔市〕長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ(以下略)

同條ノ二同條ノ三 町村〔市〕長ハ十一月五日ヨリ十五日間町村役場〔市役所〕又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ(以下略)

同條ノ三同條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ町村〔市〕長ニ申立ツルコトヲ得(以下略)

第二十二條第二十五條 選舉ハ無記名投票ヲ

以テ之ヲ行フ
 投票ハ一人一票ニ限ル(以下略)

第二十五條第二十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二 現ニ町村〔市〕會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 一票中二人以上ノ被選舉人議員候補者ノ氏名ヲ記シタルモノ
- 五 被選舉人議員候補者ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 六 被選舉權ナキ者被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 七 被選舉人議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 八 被選舉人議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ
- 九 市會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シ

タルモノ)

第二十七條第三十條 町村(市)會議員ノ選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ議員ノ定數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス(以下略)

第三十九條第四十一條 町村(市)會ハ町村(市)ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條第四十二條 町村(市)會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一 町村(市)條例及町村(市)規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 町村(市)費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條第九十三條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村(市)稅、分擔金、又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事

- 六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事(以下略)

第四十五條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トス(以下略)

(市制第四十八條) 市會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スヘシ(以下略)

第四十七條第五十一條 町村(市)會ハ町村(市)長之ヲ招集ス議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ町村(市)會招集ノ請求アルトキハ町村(市)長ハ之ヲ招集スヘシ(以下略)

第四十八條第五十二條 町村(市)會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス(以下略)

第四十九條第五十三條 町村(市)會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル(以下略)

(市制第六十七條) (市)參事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

- 二 市會閉會中市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノヲ市會ニ代ハリテ議決スルコト
- 三 市會成立セサルトキ(以下略)
- 四 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件(以下略)

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス

(市制第七十三條) 市長ハ有給吏員トス(以下略)

第六十三條第七十三條 町村(市)長ハ町村(市)會ニ於テ之ヲ選舉ス(以下略)

第七十二條第八十七條 町村(市)長ハ町村(市)ヲ統轄シ町村(市)ヲ代表ス

町村(市)長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 町村會(市會)及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事
- 二 財産及營造物ヲ管理スル事(以下略)
- 三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
- 四 證書及公文書類ヲ保管スル事
- 五 法令又ハ町村(市)會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村(市)稅、分擔金又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スル事

- 六 其ノ他法令ニ依リ町村(市)長ノ職權ニ屬スル事項

第八十九條第九九條 收益ノ爲ニスル町村(市)ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ

町村(市)ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第九十六條第一百六條 町村(市)ハ其ノ必要ナル費用……(中略)……ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第一百十三條第一百三十三條 町村(市)長ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ運クトモ年度開始ノ一月前ニ町村(市)會ノ議決ヲ經ヘシ(以下略)

第一百三十七條第一百五十七條 町村(市)ハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

◇府縣制

第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口七十萬未満ハ議員三十人ヲ以テ定員トシ七十萬以上百萬未満ハ五萬ヲ加フル毎一人ヲ増シ百萬以上ハ七萬ヲ加フル毎一人ヲ増ス(以下略)

第六條 府縣内ノ市町村公民ハ府縣會議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス(中略)

衆議院議員ハ府縣會議員ト相兼スルコトヲ得ス

第七條 府縣會議員ハ名譽職トス
議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十三條ノ二 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日目マテニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

第十八條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
投票ハ一人一票ニ限ル(以下略)

第二十七條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス(以下市制第二十八條參照)

第二十九條 府縣會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキ

ハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第四十一條 府縣會ノ議決スヘキ事件左ノ如シ

- 一 府縣條例及府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 三 決算報告ニ關スル事
- 四 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手數料府縣稅分擔金及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事
- 五 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事
- 六 積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事
- 七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト
- 八 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 九 其ノ他法律命令ニ依リ府縣會ノ權限ニ屬スル事項

第五十條 府縣會ハ通常會及臨時會トス

トキ(中略)

通常會ハ毎年一回之ヲ開ク其ノ會期ハ三十日以内トス臨時會ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク其ノ會期ハ七日以内トス(以下略)

第五十一條 府縣會ハ府縣知事之ヲ召集ス議員定員ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ臨時會召集ノ請求アルトキハ府縣知事ハ之ヲ召集スヘシ(中略)

府縣會ハ府縣知事之ヲ開閉ス

第五十二條 府縣會ハ議員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第五十三條 府縣會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル(以下略)

第六十五條 府縣ニ府縣參事會ヲ置キ議長及名譽職參事會員十人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條 府縣參事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一 府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
- 二 府縣會閉會中：：：輕易ナルモノヲ府縣會ニ代ハリテ議決スルコト
- 三 府縣會成立セサルトキ召集ニ應セサル

- 四 府縣會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財産及營造物ノ管理ニ關シ重要ナル事項ヲ議決スル事
 - 五 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 六 府縣ニ係ル訴願訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事
 - 七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項(以下略)
- 第七十五條 府縣ニ有給ノ府縣吏員ヲ置クコトヲ得
- 前項ノ府縣吏員ハ府縣知事之ヲ任免ス
- 第七十八條 府縣知事ハ府縣ヲ統轄シ府縣ヲ代表ス
- 一 府縣知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
 - 二 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事
 - 三 府縣會及府縣參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スル事
 - 三 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之

カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

四 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

五 證書及公文書類ヲ保管スル事

六 法律命令又ハ府縣會若クハ府縣參事會ノ議決ニ依リ使用料手數料府縣稅分擔金及夫役現品ヲ賦課徵收スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣知事ノ職權キ屬スル事項

第百二十七條 府縣ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

◇大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リテ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權

ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十八條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ防ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セララルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

トモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリ

トモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來增額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ヲ得テ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫算ノ限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年

度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現

行ノ法令ハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

◇皇室典範

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子不在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ

皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 內親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇太子皇太孫皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ內親王トシ五世以下ハ男ヲ王女

ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王內親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍內親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

◇貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者

五 帝國學士院ノ互選ニ由リ勅任セラレタル者

六 北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人又ハ二人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿三十歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ(以下略)

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿三十歳ニ達シ各々其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ定數ハ伯爵十八人子爵六十六人男爵六十六人トス

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ

前項議員ノ數ハ百二十五人ヲ超過スヘカラズ(以下略)

第五條ノ二 滿三十歳以上ノ男子ニシテ帝國學士院會員タル者ノ中ヨリ四人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ其ノ會員タ

ルノ間七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 滿三十歲以上ノ男子ニシテ北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者百人ノ中ヨリ一人又ハ二百人ノ中ヨリ二人ヲ五選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ總數ハ六十六人以內トシ其ノ北海道各府縣ニ於ケル定數ハ通常選舉毎ニ人口ニ應シ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

◇衆議院議員選舉法(大正十四年五月五日法律第四十七號)

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ

區域ヲ合セテ一投票區ヲ設クルコトヲ得

第三條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル(以下略)

第五條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第六條 左ニ掲ケル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス(町村制第七條各號參照)

第七條 華族ノ戶主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス(以下略)

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域內ニ於テ被選舉權ヲ有セス

第九條 在職ノ宮内官判事(中略) 收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲ケル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼スルコトヲ得ス

- 一 國務大臣
- 二 內閣書記官長
- 三 法制局長官
- 四 各省政務次官
- 五 各省參與官
- 六 內閣總理大臣祕書官

七 各省祕書官

第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十二條 市町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村內ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

選舉人名簿ハ選舉人名簿確定ノ期日ニヨリ之ヲ算定ス(以下略)

第十三條 市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ(以下略)

第十八條 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス(中略)

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ總選舉ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス

第十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ

第三十九條

何人ト雖選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第五十二條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス(市制第三十條町村制第二十七條參照)

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ

選舉人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間內ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得(以下略)

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區內ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス

第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區內ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル

數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ
期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期
終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第九十六條 議員候補者選舉事務長又ハ選舉
委員ニ非サレハ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス
但シ命令ノ定ムル所ニ依リ演說又ハ推薦狀
ニ依ル選舉運動ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
第八十九條第一項ノ規定ニ依リ選任セラレ
タル勞務者ニ非サレハ選舉運動ノ爲勞務ヲ
提供スルコトヲ得ス但シ議員候補者ト同居
スル親族家族及常備ノ使用人ハ此ノ限ニ在
ラス

第九十七條 選舉事務長又ハ選舉委員ハ選舉
運動ノ爲ニ要スル飲食物船車馬等ノ供給又
ハ旅費宿泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クル
コトヲ得演說又ハ推薦狀ニヨリ選舉運動ヲ
爲ス者豫メ議員候補者又ハ選舉事務長ノ文
書ニ依ル承諾ヲ得テ其ノ運動ヲ爲スニ付亦
同シ
第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又
ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲ス

コトヲ得ス
何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ
選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運
動ヲ爲スコトヲ得ス
第九十八條ノ三 選舉演說會ニ出演シ得ヘキ
者ハ一ノ演說會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得
ス議員候補者又ハ其ノ代理者出演セサルト
キハ三人ヲ超ユルコトヲ得ス
第九十九條 選舉權ヲ有セサル者ハ選舉事務
長又ハ選舉委員ト爲ルコトヲ得ス(以下略
選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係
區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス
終

(略名) 中文戸田女公民上下

昭和昭和昭和昭和昭和
和和和和和和和和和和
十十十十十十十十十十
八八六六三三三二二二
年年年年年年年年年年
八八十二二十二十二十
月月月月月月月月月月
二二五十一八五一
十十五
日日日日日日日日日日

修修修修修修修修修修
正正正正正正正正正正
發發發發發發發發發發
行行行行行行行行行行

著 者

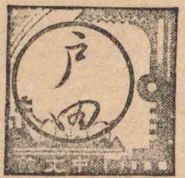
戸 田 貞 三

發 行 者

東 京 都 神 田 區 岩 本 町 三 番 地
中 等 學 校 教 科 書 株 式 會 社
代 表 者 山 本 慶 治

印 刷 者

東 京 都 京 橋 區 木 挽 町 三 丁 目 十 一 番 地
新 井 修 平



發 行 所

東 京 都 神 田 區 岩 本 町 三 番 地
中 等 學 校 教 科 書 株 式 會 社
日 本 出 版 會 員 番 號 一 一 七 五 二 二

新制女子公民教科書
定 價 上 卷 金 五 拾 五 錢
下 卷 金 五 拾 五 錢

配 給 元 日 本 出 版 配 給 株 式 會 社
東 京 都 神 田 區 淡 路 町 二 ノ 九



果立法

17

三前

天津豐子

天津

広島大学図書

2000071232

